

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和2年5月2日						
② 内容	阿南市内の事業者に対し、徳島県内の新型コロナウイルス経済対策に係る制度情報を提供し、意見聴取する取組を実施。 発送 1,103部 郵送料 第一種定形外（規格内）210円×1,103通=231,630円 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	郵送料	231,630	10/10	231,630	第一種定形外（規格内）210円×1,103通=231,630円		✓
	合計	231,630		231,630			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送料を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☐ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☐ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送料を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 書

第 140264-17 号

おなまえ	仁木 よしひと 様		<領収内訳>		<備考>
受領金額	円	231,630	現金	231,630	円 円 円 円 円 円
	円	0	小切手		
	円	0	切手		
内消費税額		70 円	証紙		
※ 金額欄を訂正しているものは無効です					
お取引の内容					
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売		第一種定形外(郵便物) @ 210 円 × 1105 (枚・個・通・件)		
	郵便料金の収納		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
	(別納) 計器予納金 受取人払		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
	着払 その他()		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
			(@ 円) × (枚・個・通・件)		
貯金					
保険	保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号		払込期間及び払込月数	
		年 月期から 年 月期まで 年 月分		年 月期から 年 月期まで 年 月分	
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()	(申込書番号)			

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

徳島中央

郵便局

2020 年 5 月 2 日

電話番号

TEL 088 (622) 2741

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱者氏名

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 140264-17 号



新型コロナウイルス経済対策の徳島県内における制度情報ご提供

徳島県議会議員 仁 木 よ し ひ と

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の経済対策各制度の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思います。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々やこれまで、融資等で制度を利用された経験のない方々、資金繰り等でお困りの方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思い、勝手ながら送付させていただきました。

「春の来ない冬はない。」というように県議会においても引き続き県民市民の皆様未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思いますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《ご参考に、以下おすすめの制度と手続きの流れ》※別紙資料参照

◎売上高が前年同月比で50%以上減少している一般事業者の方

①資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国

〈手続きの流れ〉ご自身、または、税理士・行政書士⇒中小企業庁へ



②資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒金融機関及び、ご自身、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

③資料 P2 の 1-3 の「新型コロナ対応! 応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇒県庁商工政策課へ

◎売上高が前年同月比で5%以上50%未満減少している一般事業者の方

①資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒金融機関及び、ご自身、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

◎社交飲食業の方で売上高が前年同月比50%以上減少している事業者の方

①資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国 〈手続きの流れ〉上記一般事業者と同様

②資料 P2 の 2-1 の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」(融資) 日本政策金融公庫

〈手続きの流れ〉ご自身⇒日本政策金融公庫徳島支店

③資料 P2 の 2-2 の「生活衛生関係営業者応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇒徳島県生活衛生営業指導センターへ

◎社交飲食業の方で売上高が前年同月比で5%以上50%未満減少している事業者の方

①資料 P2 の 2-1 の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」(融資) 日本政策金融公庫

〈手続きの流れ〉ご自身⇒日本政策金融公庫徳島支店

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日： 年 月 日

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

ご自由に
ご記入ください。

意見、要望、提案などをお伝えください。

※可能な範囲でご記入ください（任意）。

住所			
氏名		電話	

事業用資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

徳島県

商工労働観光部作成

P.2

当面の事業資金に！

給付金

資金繰りのため融資を受けたい！

融資制度

従業員の休業に対応！

休業手当て

納税猶予や減免！

納税

実施機関等	経済産業省	徳島県	徳島県	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局・徳島県	労働局	国税	地方税
制度名	持続化給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応給付金 ・生活衛生関係営業者 ・応援給付金	セーフティネット資金 ・経済変動対策資金 ・経営安定借換資金	新型コロナウイルス感染症対応資金	徳島県 新型コロナウイルス感染症対応資金	日本政策金融公庫 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係新型コロナウイルス特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資	商工中金 ・危機対応融資	(労働局) ・雇用調整助成金 (県上乗せ助成) ・新型コロナウイルス対応雇用継続支援事業	・小学校休業等対応助成金(事業者) ・小学校休業等対応支援金(フリーランス)	・納税猶予の特例 ・欠損金の繰戻し還付 ・納税猶予の特例	・軽減措置 ・納税猶予の特例
概要	法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・日本政策金融公庫の貸付資金にかかる融資額の1割を給付(※法人・個人事業主とも100万円以内)	実質無利子(当初3年間)保証料ゼロの融資	低利・低保証率の融資	低利・無担保融資 特別利子補給制度を併用することで、当初3年間無利子	徳島労働観光部 商工政策課 088-621-2322 【旅行業・宿泊業・運輸業】 徳島県・観光政策課 088-621-2339 【生活衛生関係】 県生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 0570-783183	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803 東部県税局 南部総合県民局 西部総合県民局
窓口										
内容	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業者を対象に、事業用資金に、事業全般に使える給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業者を対象に、事業用資金に、事業全般に使える給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	保証協会の保証付きの低利・低保証率の融資 セーフティネット資金は、市町村長から下記の認定を受けることが必要 【SN保証4号】 売上高が対前年同月比▲20%以上の場合 【SN保証5号】 売上高が対前年同月比▲5%以上の場合 【危機関連保証】 売上高が対前年同月比▲15%以上の場合	市町村長から「セーフティネット保証4号/5号」または、「危機関連保証」の認定を受けている事業者が対象 利子：当初3年間実質無利子 保証料：なし 上限：3,000万円 期間：10年以内 ※売上高が対前年同月比▲5%以上の場合は、当初3年間実質無利子	新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以上 生活衛生関係新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以上 ※売上高が前年又は前々年と比較して、▲5%以上の方を対象 金利：当初3年間実質金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により、当初3年間実質無利子 特別利子補給制度適用対象 個人事業者：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業事業者：売上高▲20%減	新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以上 生活衛生関係新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以上 ※売上高が前年又は前々年と比較して、▲5%以上の方を対象 金利：当初3年間実質金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により、当初3年間実質無利子 特別利子補給制度適用対象 個人事業者：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業事業者：売上高▲20%減	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217

生活資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.4.30現在

徳島県 商工労働観光部作成

当面の生活資金等を給付！ 給付金		生活資金等を借り入りたい！ 融資制度	
実施機関等	総務省	厚生労働省	徳島県
制度名	特別定額給付金	小学校休業等対応 支援金	経済変動対策 緊急生活資金
概要	国民1人あたり 10万円を支給	小学校等の臨時休業により、子 供の世話をを行うため、仕事ができ なくなった保護者への支援金	実質無利子 無担保融資 (保証料別途必要)
窓口	総務省コールセンター 03-5638-5855	徳島労働局助成金センター 088-622-8609	四国労働金庫 徳島ローンセンター 088-634-1000 ほか 県内の四国労働金庫支店
内容	対象者： ①新型コロナウイルス感染症への 対応として臨時休業した小学 校等に通う子ども、または、 ②新型コロナウイルス感染症に 感染した子ども、または感染し たおそれのある小学校等に通う 子どもの保護者であって、委託 を受けて個人で仕事をする方 助成額：1日あたり4,100円	無利子・保証人不要 上限：20万円(※) 返済期間：2年以内 据置：1年以内 対象者：新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、休業等 により収入の減少があり、緊 急かつ一時的な生計維持のた めの貸付を必要とする世帯 ※学校等の休業・個人事業 主等の特例の場合 (その他の場合は10万円)	生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金 (休業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け) 無利子・保証人不要の融資 無利子・保証人不要の融資 なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、 償還免除の特例措置があります。 徳島県社会福祉協議会 080-8639-9700 または 各市町村の 社会福祉協議会 徳島県社会福祉協議会 080-8639-9700 または 各市町村の 社会福祉協議会 無利子・保証人不要 上限：20万円(2人以上) 15万円(単身世帯) 返済期間：10年以内 据置：1年以内 対象者：新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、収入の 減少や失業等により生活に困 窮し、日常生活の維持が困難 となっている世帯 ※原則、自立相談支援事業 等による継続的な支援を受け ることが要件

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■給付対象者・不給付要件

●給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ①資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。
②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

- (2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

●不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例 1)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20											

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円

2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260\text{万円} = 500\text{万円} - 20\text{万円} \times 12$$

$$260\text{万円} > 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 200万円

1. 申請の要件を確認する（算定例（12月決算））

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例2)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} < 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 140万円（10万円未満は切り捨てのため）

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://jizokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■入力必須事項

- | | | |
|---------------------------------|-------------------|---------|
| ① 法人番号 | ② 法人名 | |
| ③ 本店所在地 | ④ 業種 | ⑤ 設立年月日 |
| ⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数 | | |
| ⑦ 代表者・担当者情報 | ⑧ 代表者・担当者連絡先 | |
| ⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入 | | |
| ⑩ 決算月 | ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入 | |
| ⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報 | | |

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ その他事務局が必要と認める書類

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます。

①法人番号	(13桁の法人番号)法人の方のみ		
②屋号・商号・雅号	〇〇株式会社	(フリガナ)	〇〇カブシキガイシャ
③本店所在地			
●郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇		
●都道府県	〇〇〇〇県		
●市区町村	〇〇市〇〇町		
●番地・ビルマンション名等	〇-〇		
④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能			
●郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇		
●都道府県	〇〇〇〇県		
●市区町	〇〇市〇〇町		
●番地・ビルマンション名等	△-□ 〇〇ビル〇階		
⑤業種(日本産業分類)	(大分類)	(中分類)	(選択式)
⑥設立年月日(法人)	〇〇〇〇年	〇〇月	〇〇日
⑦資本金(円)	〇〇〇〇法人の方のみ		
⑧従業員数(名)	〇〇〇〇法人の方のみ		
⑨代表者役職	代表取締役		
⑩代表者氏名	〇〇 〇〇	(フリガナ)	〇〇〇〇〇〇
⑪代表電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
⑫担当者氏名	□□□□法人の方のみ	(フリガナ)	□□□□法人の方のみ
⑬担当者電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇□□ 法人の方のみ		
⑭担当者携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇□□ 法人の方のみ		
⑮担当者メールアドレス	〇〇〇〇〇@△△△.□□.□□		
⑯直近年度の売上金額	〇〇〇〇		
⑰決算月	〇〇□〇		
⑱今年の売上減少月の金額	〇〇□〇		

※このほかにも情報の入力が必要となる場合があります。

口座情報

①金融機関名	〇〇〇〇銀行	②金融機関コード	〇〇〇〇
③支店名	〇〇〇〇支店	④支店コード	〇〇〇
⑤種別	〇〇	⑥口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
⑦口座名義人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人

個人

The image shows two sets of tax return forms. On the left, under the heading '法人' (Corporation), are several pages of a corporate tax return form, including a summary sheet and detailed schedules. On the right, under the heading '個人' (Individual), are forms for individual tax returns, including a summary sheet and a detailed schedule for '個人の所得の申告' (Declaration of individual income).

※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し

The image shows two examples of documents. On the left is a '2019年度売上帳' (2019 Fiscal Year Sales Ledger) which is a detailed table with columns for date, item, and amount. On the right is a '電子通帳 画面コピー' (Electronic Passbook Screen Copy) showing a digital representation of a bank passbook with account details and transaction history.

④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し

The image shows four examples of identification documents for individual business owners. From left to right: a '運転免許証' (Driver's License) with a photo and personal details; a 'マイナンバーカード' (My Number Card) with a photo and the card number; a '住民基本台帳カード' (Resident Basic Register Card) with a photo and address; and a '外国人登録証明書' (Certificate of Alien Registration) with a photo and registration details.

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要



徳島県中小企業向け融資制度において、

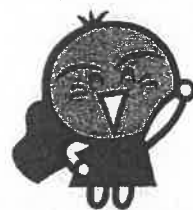
当初3年間実質無利子・無担保・据置5年融資

を創設します。あわせて、**信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料もゼロ**にします。

また、既往の保証付き融資が、当資金に**借換え可能**です。

融資条件

新型コロナウイルス感染症の影響で売上等が減少し、
**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の
いずれかの認定を受けた方**



事業者区分

売上高▲5%

売上高▲15%

個人事業主
(小規模のみ)

保証料ゼロ・3年間金利実質ゼロ(※)

小・中規模事業者
(上記除く)

保証料実質ゼロ・
3年間金利実質ゼロ(※)
☆国の制度に県の支援をプラス!

保証料ゼロ・
3年間金利実質ゼロ(※)

『実質』ゼロ
とは?

※県からの**利子補給・保証料補給**により、
支払った利子・保証料が、**後日キャッシュバック**されます!

■補助対象：保証料は全期間、利子補給は当初3年間

- 融資限度額：3,000万円
- 資金用途：経営安定に必要な運転資金、設備資金
(既往保証付き融資の返済資金を含む)
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 利率：年1.50%以内～年1.85%以内
- 保証料率：年0.85%～年1.05%
- 申込期間：令和2年5月1日～令和2年12月31日に保証申込受付
- 申込先：取扱金融機関、徳島県信用保証協会

より詳しい情報は…

徳島県ホームページで、

中小企業向け融資制度  と検索

または、
右のQRコードより
ご確認ください。



阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、三菱UFJ銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、
愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫

【制度についてのお問合わせ】

徳島県商工労働観光部企業支援課（金融担当）

TEL: 088-621-2318

☆当融資制度は「徳島県新型コロナウイルス対応！企業応援給付金」の対象です！



中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

阿南市長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1ヶ月間の売上高等

$\frac{B-A}{B}$

$\times 100$

減少率

% (実績)

A 災害等の発生における最近1カ月間の売上高等

円

B Aの期間に対応する前年1カ月間の売上高等

円

(ロ) 最近3カ月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D}$

$\times 100$

減少率

% (実績見込み)

C Aの期間後2カ月間の見込み売上高等

円

D Cの期間に対応する前年の2カ月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

阿南商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

阿南市長 表 原 立 磨

売 上 比 較 票

1. 最近 1 か月の売上高等の比較

最近 1 か月の売上高【A】	円
A の期間に対応する前年同期の売上高【B】	円

(最近 1 か月の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \quad \text{円} - 【A】 \quad \text{円}}{【B】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

2. 最近 3 か月の売上高等の比較

A の期間後 2 か月間の見込み売上高【C】	円
C の期間に対応する前年同期の売上高【D】	円
最近 3 か月の見込み売上高【A + C】	円
同期間における前年同期の売上高【B + D】	円

(最近 3 か月の売上高の減少率)

$$\frac{【B + D】 \quad \text{円} - 【A + C】 \quad \text{円}}{【B + D】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

上記のとおり売り上げを確認し、相違ありません。

また、改めて疎明資料の提出を市から求められた場合は、提出に応じます。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

委任状

令和 年 月 日

阿 南 市 長 殿

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定に関する一切の事項を委任します。

(様式第2号)

委任状及び振替承諾書

当社（私）は、（金融機関所在地）

（金融機関名称）

（取扱店名）

（代表者氏名）

を代理人と定め、徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第5条、第6条及び第8条に規定する利子補給補助金の交付申請、請求及び受領に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給補助金を交付するにあたり、県は同代理人へ交付を行った後、同代理人が以下の口座へ振り替えることを承諾します。

（振り替え先口座）

金融機関名：

支店名：

預金種別： 普通 ・ 当座

口座番号：

口座名義（カタカナ）：

（注）口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

令和 年 月 日

所 在 地

企業等名称

代表者氏名

連 絡 先：

金融機関確認印

印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

様式 7

経済変動対策資金 売上高確認書

住 所：

申込人：

印

1. 売上高比較確認表

当期売上高（最近 1 か月及びその後 2 か月）			前 年 同 期 売 上 高		
年 月	(A)	千円	年 月	(B)	千円
年 月	[見込み]	千円	年 月		千円
年 月	[見込み]	千円	年 月		千円
3 か月計	(C)	千円	3 か月計	(D)	千円

最近 1 か月の売上高減少率

$$\frac{(B) \text{ 千円} - (A) \text{ 千円}}{(B) \text{ 千円}} \times 100 = \text{ \%}$$

最近 1 か月及びその後 2 か月を含む売上高減少率

$$\frac{(D) \text{ 千円} - (C) \text{ 千円}}{(D) \text{ 千円}} \times 100 = \text{ \%}$$

2. 感染症法による「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響について

○指定感染症等による影響を受けたことにより、売上が減少し、その後減少の見込みとなる理由をお書きください。

（留意事項）

- ① 売上高比較確認表には、最近 1 か月の売上額実績及びその後 2 か月の売上高見込みを記載してください。
- ② 売上高比較確認表に記載の売上高を証する書類を添付してください。

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援する制度です。

支給対象者

以下の（１）から（３）までのすべての要件を備えている事業者が支給対象者となります。

（１）令和２年２月以降に、徳島県中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」もしくは「新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下「徳島県セーフティネット資金等」という。）による融資を受けている者であること。

（２）申請日において、令和２年２月以降の売上高等の状況が、以下の①から③までのいずれかに該当する者であること。

- ① 最近１か月の売上高等が、前年同月比で５０％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
- ② 最近２か月の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少しており、かつ、その後１か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
- ③ 連続した３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少していること。

※ 創業後１年を経過していない事業者など、前年同期比との比較が困難である事業者の方は、個別にご相談ください。

（３）概ね雇用が維持されていること。

支給額

徳島県セーフティネット資金等で融資を受けた金額の １．０％（上限１００万円）

申請手続

申請受付期間

令和２年４月１日 ～ 令和２年９月１日

以下の書類をご準備いただき、県の各窓口（裏面参照）までお越しください。

- （１）徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書（様式第１号）
- （２）徳島県セーフティネット資金等の融資実行を証する書類
 - ・金銭消費貸借契約証書の写し
 - ・徳島県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- （３）売上高等確認に係る調書（様式第１-１号～第１-４号のいずれか）
 - ・試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類を添付
 - ※原本であることの証明が必要
- （４）雇用維持に対する取組状況に係る調書（様式第１-５号）
 - ・令和２年２月１日から５月１日の間に、雇用保険被保険者の離職があった場合は、すべての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」を持参
- （５）委任状（事業主本人以外が申請する場合）

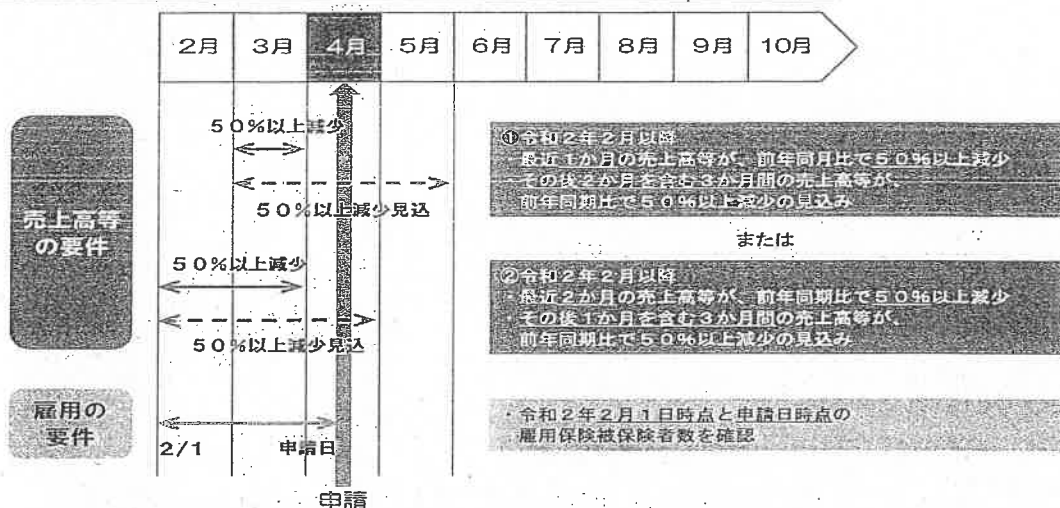
様式は、徳島県ホームページよりダウンロードいただけます →

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/5035852/>

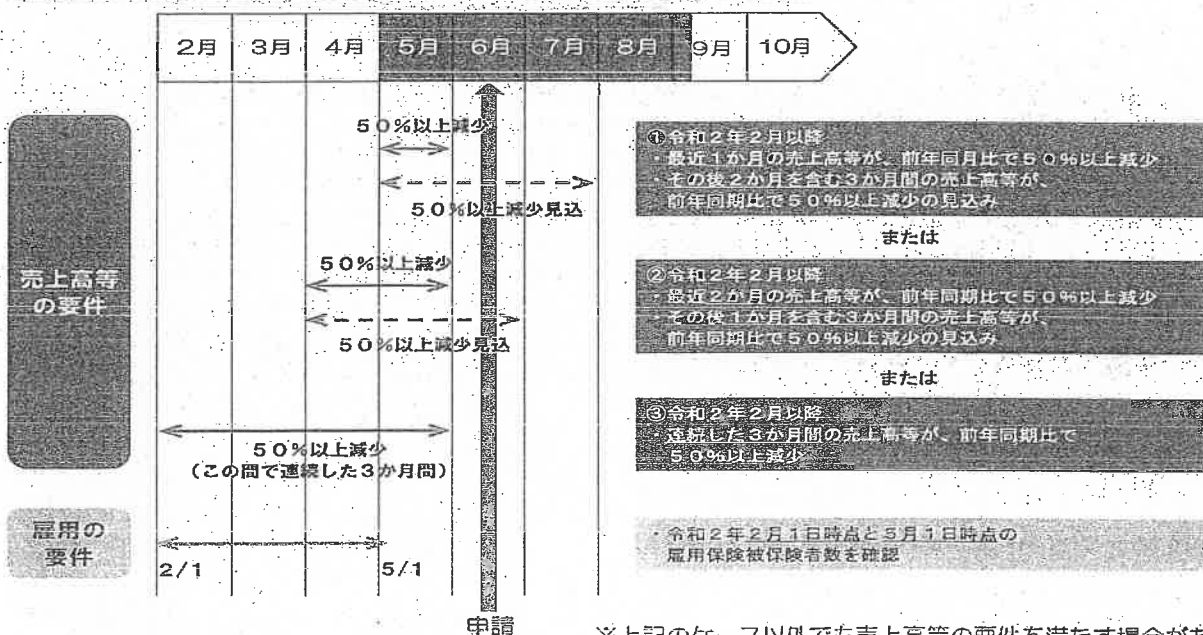


■ 売上高等・雇用の要件に関する確認期間について

【例】令和2年4月1日から4月30日までの間に申請する場合



【例】令和2年5月1日から9月1日までの間に申請する場合



※上記のケース以外でも売上高等の要件を満たす場合があります。

申請受付窓口

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

【旅行業・宿泊業・運輸業以外の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 商工政策課 団体・振興担当

徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2322

【旅行業・宿泊業・運輸業の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 観光政策課 観光産業担当

徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2339

上記のほか、以下の各総合県民局でも申請を受け付けています。（業種は問いません）

・ 南部総合県民局

地域創生部＜美波＞県南誘客担当 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 TEL 0884-74-7353

地域創生部＜阿南＞県税担当 阿南市富岡町あ王谷46 TEL 0884-24-4116

・ 西部総合県民局

地域創生部＜美馬＞にし阿波振興担当 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 TEL 0883-53-2396

観光振興部＜三好＞にし阿波観光戦略担当 三好市池田町マチ2415 TEL 0883-76-0376

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金について (事業者申請用)

1. 申請期間

令和2年4月1日(水)～令和2年9月1日(火)

※受付時間は、8時30分～17時15分まで(土日祝日を除く)

2. 申請先

- ・徳島県商工労働観光部 商工政策課 団体・振興担当
(旅行業、宿泊業、運輸業を除く業種)
観光政策課 産業観光担当
(旅行業、宿泊業、運輸業)
- ・南部総合県民局 地域創生部<美波庁舎> 県南誘客担当(業種問わず)
地域創生部<阿南庁舎> 県税担当(業種問わず)
- ・西部総合県民局 地域創生部<美馬庁舎> にし阿波振興担当(業種問わず)
観光振興部<三好庁舎> にし阿波観光戦略担当(業種問わず)

3. 申請方法

- ・持参による申請に限る(申請書類及び申請内容が確認できる書類等)
- ・原則、事業者本人が持参とし、代理人による申請の場合、委任状が必要

4. 支給対象者

以下の(1)から(3)までのすべての要件を備えている事業者

(1) 令和2年2月以降に、徳島県中小企業振興資金における「セーフティネット資金」もしくは、「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下、「県セーフティネット資金等」という。)による融資を受けた者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

① 申請日において、最近1か月の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、最近1か月の売上高等が前年同月比で、50%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調査」)

② 申請日において、最近2か月の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、最近2か月の売上高等が前年同期比で、50%以上減少しており、かつその後1か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調書」)

③ 申請日において、3か月間の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、連続した3か月間の売上高等が、前年同期比で、50%以上減少していること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調書」)

④創業3か月以上、1年1か月未満の事業者等、前年の売上高等実績がない事業者等については、以下のいずれかに該当するものであること。

・ 最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して50%以上減少していること。

(様式第1-2号「売上高等確認に係る調書」)

・ 最近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して50%以上減少しており、かつその後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等の3倍と比較して、50%以上減少していること。

(様式第1-3号「売上高等確認に係る調書」)

・ 最近1か月の売上高等が令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して50%以上減少しており、かつその後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等が、令和元年10月から12月の売上と比較して、50%以上減少していること。

(様式第1-4号「売上高等確認に係る調査」)

(3) 概ね雇用が維持されていること。

・ 令和2年2月1日から令和2年5月1日までの期間において、会社都合による雇用保険被保険者の離職者がいないこと。(ただし、支給申請が5月1日以前の場合は、申請時点までの期間)

・ 雇用維持に対する取組みを行っていること。

・ 雇用保険被保険者がいない場合は、様式第1-5号(1)～(3)に0人と記載すること。

(様式第1-5号「雇用維持に対する取組状況に係る調書」)

5. 提出・持参書類

【提出書類】

(1) 徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書(様式第1号)

(2) 県セーフティネット資金等の融資実行を証する書類

・ 金銭消費貸借契約証書の写し

・ 県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写し

・ 上記書類がない場合は、その他融資及び保証に関する書面

(3) 売上高等確認に係る調書

・ 様式第1-1号から1-4号までのいずれか

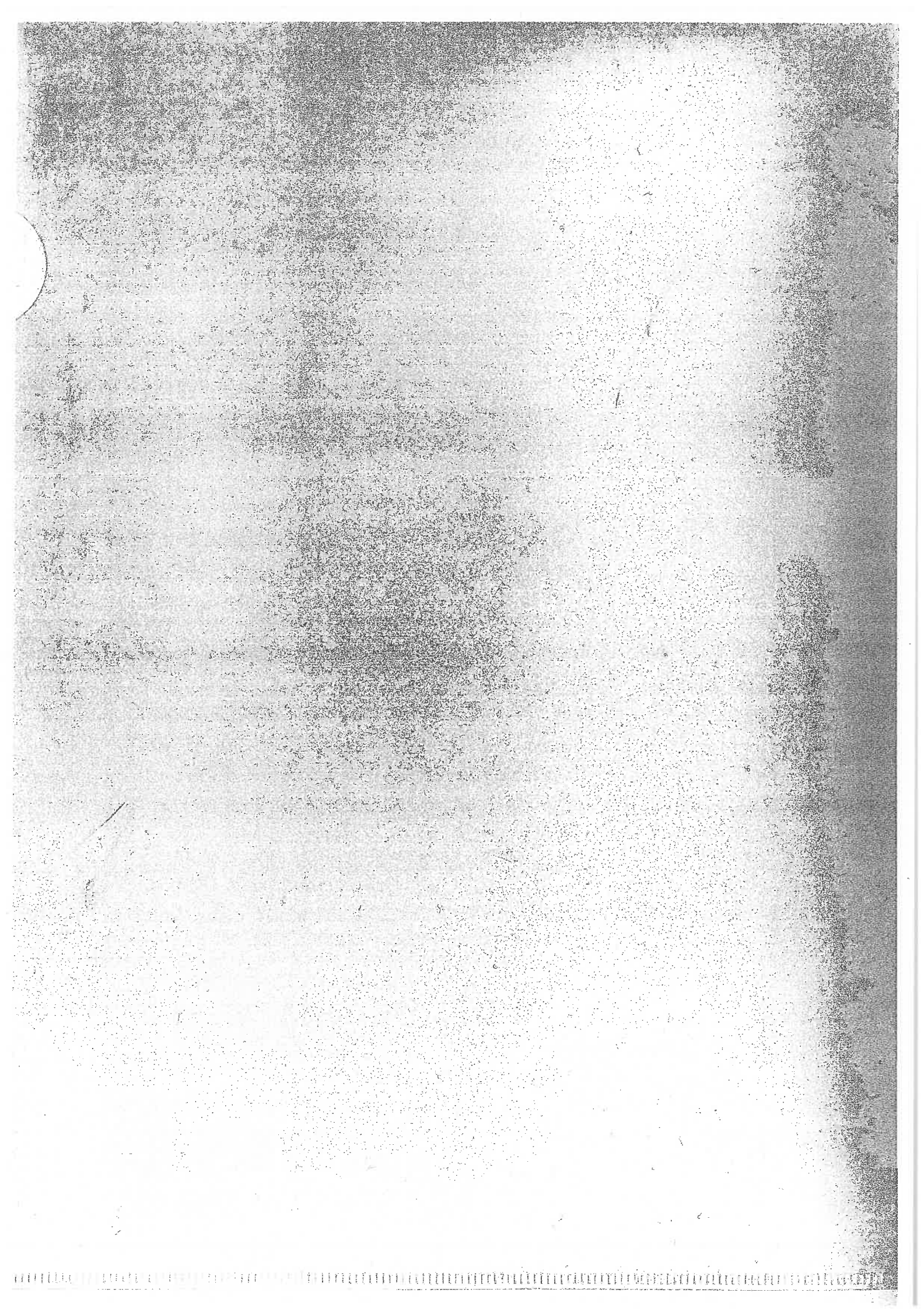
・ 試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類(原本であることの証明が必要)

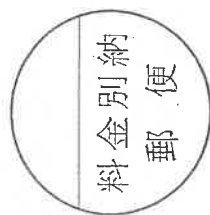
(4) 雇用維持に対する取組状況に係る調書(様式第1-5号)

(5) 委任状(事業主本人以外が申請する場合)

【持参書類】

(6) 雇用保険被保険者の離職があった場合は、全ての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)」





新しい時代に!!!
新しい県政を!!!

仁木よしひと

若い力を!!
33歳

学歴 昭和61年11月17日 阿南市長生町生まれ(寛年・A型)

長生小学校 卒業(長生ファイトーズ)

阿南第一中学校 卒業(生徒会長・野球部)

富阿東高校 卒業(生徒会長・陸上部)

東京農業大学 卒業(国会議員会館にてインターン活動)

職歴 (株)徳島銀行にて3年6ヶ月勤務(入行時・総代)

元内閣官房長官・仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 当選

平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室
Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

若い力を!!
アナーの解決力!
新しい時代に!!! 新しい県政を!!!

(阿南選出)

徳島県議会議員

に さん

仁木よしひと

〒770-0941

徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁
議会議事棟3F 新しい県政を創る会控室



活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	2

① 年月日	令和2年5月8日						
② 内容	阿南市内の建設業に従事している個人事業主に対し、徳島県内の新型コロナウイルス経済対策に係る制度情報を提供し、意見聴取する取組を実施。 発送 728部 郵送代 第一種定形 (25g以内) 84円×728通=61,152円 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果物	発送 物写し
	郵送費	61,756		61,152	第一種定形 84円×728通=61,152円		✓
	合計	61,756		61,152			

(注) 専ら茶費や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☐ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☐ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	61,152 円
-----------	----------

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書 兼受領証																	
日本郵便株式会社																			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>				千	百	十	万	千	百	十	円				6	1	7	5	6
千	百	十	万	千	百	十	円												
			6	1	7	5	6												
☒ 依頼人住所氏名 774-0046 徳島県阿南市長生町恋田9-1 仁木 啓人 様																			
料 金		日 附 印 02-06-18 徳島県庁内 郵便局 (62196) N94160012																	

この受領証は、大切に保管してください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



後納郵便物等取扱票 (お客様用)

お客様名 : 仁本 啓人
 様

発行日時 : 2020年 5月 8日 17:37
 発行番号 : 200508A3558 端P15 箱03
 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区
 大手町2-3-1
 連絡先 : 阿南郵便局

取扱日
2020. 5. 8

お客様住所 : 〒774-0046 徳島県阿南市長生町恋田9-1
 お客様電話番号 : [REDACTED]
 お客様番号 : 2001-620020
 後納承認局 : 0002242291
 後納お取引番号 : [REDACTED]

電話番号 : 0570-943-909
 担当 : [REDACTED]
 取扱局 : 2001-620020

項番	種別	特殊取扱	量目／サイズ	追跡番号	通 (個) 数	単価 (円)	料金 (円)	割引種別	摘要 (損害要償額) (円)
1	第一種定形		14.0g		728	84	61,152		
合 計					728		61,152	郵便物引受合計通数 728通	ゆうパック引受合計個数 個

(注) これは領収書ではありません。また、表示されている料金は実際の請求と異なる場合があります。
 430112001R09 2020/5/8 17:37:53 窓口端末



新型コロナウイルス経済対策の徳島県内における制度情報ご提供

徳島県議会議員 仁木よしひと

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の経済対策各制度の
情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思ひます。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々やこれまで、融資等で制度を利用された経験のない方々、資金繰り等でお困りの方々へも
情報提供だけでもさせていただきたいと思ひ、勝手ながら送付させていただきました。

「春の来ない冬はない。」というように県議会においても引き続き県民市民の皆様の未来に希望を
創れるよう精進してまいりたいと思ひますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX
アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《ご参考に、以下おすすめの制度と手続きの流れ》※別紙資料参照※

QR コード読み取
り、動画にて説明ー



◎売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者の方

① 資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国

〈手続きの流れ〉ご自身⇨組合事務所⇨ご自身または、税理士・行政書士⇨中小企業庁へ

② 資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇨組合事務所⇨金融機関⇨ご自身または、行政書士 or 税理士⇨市町村⇨金融機関

③ 資料 P2 の 1-3 の「新型コロナ対応！応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇨県庁商工政策課へ

◎売上高が前年同月比で5%以上50%未満減少している事業者の方

① 資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇨組合事務所⇨金融機関⇨ご自身または、行政書士 or 税理士⇨市町村⇨金融機関

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日：

年

月



徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

ご自由に
ご記入ください。

意見、要望、提案などをお伝えください。

※可能な範囲でご記入ください（任意）。			
住所	〒		
氏名		電話	

※可能な範囲でご記入ください（任意）。

住所

三

氏名

電話

資金繰りのため融資を受けたい！！

従業員の仕事に対する対応！

納稅猶予也減免

中
北
南
東
西

施設関係等	経済産業省	徳島県	徳島県	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局・徳島県	労働局	国税	地方税
制度名	持続化給付金	新型コロナウイルス対応！ 企業応援給付金 生活衛生関係営業者 応援給付金	セーフティネット資金 経済変動対策資金 経営安定措置資金	新型コロナウイルス 感染症対応資金	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付 新型コロナウイルス 対策マル経融資	危機対応融資	(労働局) 雇用調整助成金 (事業者) (県上乗せ助成) 新型コロナ対応 雇用継続支援 事業	・小学校休業等対応 助成金 (事業者) ・小学校休業等対応 支援金 (フリーランス)	・納税猶予の特例 ・欠損金の繰戻し 還付	・軽減措置 ・納税猶予の特例
概要	法人200万円以内、 個人事業主 100万円以内を給付	対象となる県・ 日本政策金融公庫の 貸付資金にかか る融資額の1割を給付 ※法人・個人事業主 とも10.0万円以内)	低利・低保証率の融資	実質無利子 (当初3年間) 保証料ゼロ の融資	低利子・無担保融資 特別利子補給制度を併用することで 当初3年間無利子	低利子・無担保融資 特別利子・無担保融資	一時的な労働者の 休業への支援	保護者の休暇取得支援	納税猶予の特例 欠損金の繰戻し還付	固定資産税等の 軽減措置 納税猶予の特例
窓口	中小企業庁 金融・給付金 相談窓口 0570-783183	徳島県 商工労働観光部 商工政策課 088-621-2322 【旅行業・宿泊業・運輸業】 徳島県 観光政策課 088-621-2339 【生活衛生関係】 県生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	日本政策金融公庫 徳島支店 088-625-7790 徳島支店 088-623-0101	商工中金 徳島支店 088-623-0101	徳島労働局助成金 センター 088-622-8609 徳島県 労働雇用戦略課 088-621-2346	徳島労働局助成金 センター 088-622-8609	徳島税務署 088-622-4131	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803 東部県税局 南部総合県民局 西部総合県民局
内容	対象期間の売上高が対前 年同月比で▲50%以上 減少している事業主に対 し、徳島県中小企業向け 融資制度の「セーフティ ネット資金」、「新型コ ロナウイルス対応資金」 または、 日本政策金融公庫の 「生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付」 の融資額の1割を給付 (上限10.0万円)	対象期間の売上高が対前 年同月比で▲50%以上 減少している事業主に対 し、徳島県中小企業向け 融資制度の「セーフティ ネット資金」、「新型コ ロナウイルス対応資金」 または、 日本政策金融公庫の 「生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付」 の融資額の1割を給付 (上限10.0万円)	保証協会の保証付きの 低利・低保証率の融資 セーフティネット資金は 市町村長から下記の認定 を受けることが必要 【SN保証4号】 売上高が対前年同月比 ▲20%以上の場合 【SN保証5号】 売上高が対前年同月比 ▲5%以上の場合 【危機関連保証】 売上高が対前年同月比 ▲15%以上の場合	市町村長から 「セーフティネット 保証4号/5号」 または、 危機関連保証」 の認定を受けている 事業者が対象 利子：当初3年間 実質無利子 保証料：なし 上限：3,000万円 期間：10年以内 据置：5年以内	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 マル経融資 上限：1,000万円 期間：7～10年以内 据置：3～4年以内 金利：当初3年間 基準金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により 当初3年間実質無利子 個人事業主：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業者：売上高▲20%減	上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以内 マル経融資 上限：1,000万円 期間：7～10年以内 据置：3～4年以内 金利：当初3年間 基準金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により 当初3年間実質無利子 個人事業主：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業者：売上高▲20%減	休業手当に 対する助成 中小企業 4/5 解雇等を伴わない 場合 10/10 (国の助成金に 県が上乗せ して助成) ※上限1日1人あ たり8,330円	【事業者】 休業中に支払った賃金 相当額を助成 ※上限1日1人あたり 8,330円 【フリーランス】 1日あたり4,100円を 助成 ※上限1日1人あ たり8,330円	【納税猶予】 2月以降、売上が 減少した場合、事 業主の1年間納税猶予 (無担保・無延滞税) 【欠損金繰戻し還付】 前年度黒字で今年度 赤字の場合、前年度 赤字に納付した法人税 の一部を還付 【納税猶予等】 事業に著しい損害 を受けた場合、 納税等を猶予	【固定資産税・ 都市計画税】 2021年度の固定 資産税及び都市計 画税について、事 業収入の減少幅に 応じて減免

生活資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.4.30現在

徳島県 商工労働観光部作成

当面の生活資金等を給付！ 給付金		生活資金等を借り入れたい！ 融資制度	
実施機関等	総務省	厚生労働省	徳島県 厚生労働省
制度名	特別定額給付金	小学校休業等対応 支援金	経済変動対策 緊急生活資金
概要	国民1人あたり 10万円を支給	小学校等の臨時休業により、子 供の世帯を行うため、仕事ができ なくなつた保護者への支援金	実質無利子 無担保融資 (保証料別途必要)
窓口	総務省コールセンター 03-5638-5855	徳島労働局助成金センター 088-622-8609	四国労働金庫 徳島ローンセンター 088-634-1000 ほか 県内の四国労働金庫支店
内容	国民1人あたり 10万円を支給	対象者： ①新型コロナウイルス感染症へ の対応として臨時休業した小学 校等に通う子ども、または、 ②新型コロナウイルス感染症に 感染した子ども、または感染し たおそれのある小学校等に通う 子どもの保護者であつて、委託 を受けて個人で仕事をする方 助成額：1日あたり4,100円	無担保かつ 利子補給により実質無利子 (保証料は別途必要) 上限：50万円 返済期間：5年以内 生活物資等を購入するために 必要となる資金を融資
			生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金 (休業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け) 無利子・保証人不要の融資 ※お所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、 償還免除の特例措置があります。
			無利子・保証人不要 上限：20万円(2人以上) 1.5万円(単身世帯) 返済期間：10年以内 据置：1年以内 対象者：新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、収入の 減少や失業等により生活に困 窮し、日常生活の維持が困難 となっている世帯 ※原則、自立相談支援事業 等による継続的な支援を受け ることが要件



料金別納
郵便

新型コロナ経済対策 県内制度情報のご提供

新しい時代に!!
新しい県政を!!!

アナーの解決力!

新しい時代に!! 新しい県政を!!!

(阿南選出)

徳島県議会議員

〒770-0941

徳島県徳島市方代町1-1 徳島県庁
議会議事3F 新しい県政を創る会控室

仁木よしひと

職歴 (株)徳島銀行にて3年6ヵ月勤務(入行時、総代)
元内閣官房長官 仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 当選

平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室

Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費						
整理番号	3						
① 年月日	令和2年5月2日・8日						
② 内容	発行部数 一般事業者向け：1,103部 個人事業主向け：728部 配付方法 郵送配付 内容 阿南市内の事業者に対し、徳島県内の新型コロナウイルス経済対策に係る制度情報を広報し、広聴する取組を実施。 当該広聴広報のために使用する資料を制作、配付。 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額（円）	按分率（/）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	印刷費	239,774		118,757	コピー代 領収金額239,774円のうち118,757円に 政務活動費を充当（121,017円は会派分）		
	印刷費	182,506	10/10	182,506	印刷機使用カウンター代		
	印刷費	53,289		32,812	領収金額53,289円のうち32,812円に政務活動費を充当 （20,477円は会派分） 角2封筒1,200枚（21,916円） クリアーホルダー1,200枚（9,504円） A4用紙2,000枚（1,392円）	✓	
	印刷費	10,862		10,766	領収金額10,862円のうち10,766円に政務活動費を充当 ホッチキス針1,000本入1個（78円） 長3封筒800枚（10,688円）		
	印刷費	27,255		9,429	領収金額27,255円のうち9,429円に政務活動費を充当 （17,826円は会派分） A4 1箱（500枚入×10冊）@3,132円×2= 6,264円 A4 1箱（500枚入×10冊）@3,165円×1= 3,165円		
	合計	513,686		354,270			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☐ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☐ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	354,270 円
-----------	-----------

原本は政務活動費に添付

領 収 証

新しい県政を創る会 様

令和2 年 5 月 28 日

金 額 ￥ 2 3 9 7 7 4

但し コヒシ代り月分
上記の金額正に領収いたしました。

現 金	✓
小 切 手	
手 形	
相 殺	

有限
会社

サトシ



徳島市南田宮2丁目7番7号
TEL (088) 632-3177
FAX (088) 632-2731



領収書

No. _____

徳島県議会議員 仁木 啓人 様

金額

¥182,506 円

但 印刷機使用カウンター代として

2020 年 11 月 16 日

上記正に領収いたしました

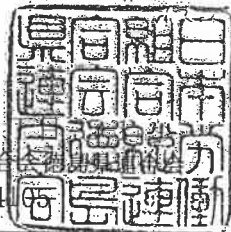
内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円

〒770 - 0942

徳島市昭和町 3

日本労働組合総連合会徳島県連合会

TEL088- 655 -4100



振替払込請求書 兼受領証	
通常払込料金 加入者負担	
加入者名 SMBCファイナンスサービス 株式会社	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 5 3 2 8 9	
ご依頼人住所氏名 ***** 徳島県議会新しい県政を創る会	
料 金 日 附 印 02-05-08 徳島県庁内 郵便局 (62196) N94140003	
備考	

この受領証は、大切に保管してください。(CVS店舗控)

お支払いについてのお願い

ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は
表面左側の2票だけをお出しください。
コンビニエンスストアでお支払いの場合は
3票ともお出しください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、
汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の
払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行・郵便局の
渉外員にお預けになるときは、引換えに
預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました
払込書に記載されたおところ、おなま
え等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるも
のですから大切に保管してください。



代行会社
SMBCファイナンスサービス㈱

(銀行・郵便局用)

原本は会派政務活動費に添付



文具館チャリー
TEL:088-625-2411
営業時間10:00~22:00

店No:501 レジNo:0002
2020年05月05日(火) 10時09分

領収証

領収証No 7915号
レジNo 0002
売上日付 2020年05月05日
売上レジNo 0002
売上レシートNo 002017

仁木啓人

様

合計 ¥10,862

(内、消費税等 ¥987)
クレジット ¥10,862

但し 封筒 800枚

025マックス ホッチキス用 NO10-1M8 ¥78
4902870200022
025ホッチキス用 NO. 11-1M ¥96
4902870728694
025マルアイ カガ3フタ用 PNO-13 ¥10,688
4902850035200
@1,336×8個

小計 10点 ¥10,862

合計 ¥10,862

(10%内税額 ¥987)
(10%内税対象額 ¥10,862)

上記正に領収いたしました

<保管上のお願い>

財布等に入れ保管戴く場合、
印刷面を内側に折り返し保管
して下さい。

シートNo:002018
責:0000000005296

原本は会派政務活動費に添付

振替払込請求書 兼受領証	
口座番号等	
加入者名	SMBCファイナンスサービス 株式会社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 2 7 2 5 5
ご依頼人住所氏名	**** 徳島県議会新しい県政を創る会
	アスクルご利用代金
料 金	日 附 印 02-06-11 徳島県庁内 郵便局
備 考	(62196) N94110005

この受領証は、大切に保管してください。(CVS店離脱)

☒ 切り取らないでお出ください。



料金別納
郵便

新型コロナ経済対策 県内制度情報のご提供

新しい時代に!!
新しい県政を!!!

アナーの解決力! **33歳** 若い力を!
新しい時代に!! 新しい県政を!!!

(阿南選出)
徳島県議会議員
に き

〒770-0941
徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁
議会議事堂3F 新しい県政を創る会控室

仁木よしひと

職歴 (株)徳島銀行にて3年6ヵ月勤務(入行時、総代)
元内閣官房長官 仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 当選
平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室
Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

新型コロナウイルス経済対策の徳島県内における制度情報ご提供

徳島県議会議員 仁木よしひと

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の経済対策各制度の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思ひます。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々やこれまで、融資等で制度を利用された経験のない方々、資金繰り等でお困りの方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思ひ、勝手ながら送付させていただきました。

「春の来ない冬はない。」というように県議会においても引き続き県民市民の皆様の未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思ひますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《ご参考に、以下おすすめの制度と手続きの流れ》※別紙資料参照※

QR コード読み取り、動画にて説明ー



◎売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者の方

① 資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒組合事務所⇒ご自身または、税理士・行政書士⇒中小企業庁へ

② 資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒組合事務所⇒金融機関⇒ご自身または、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

③ 資料 P2 の 1-3 の「新型コロナ対応！応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇒県庁商工政策課へ

◎売上高が前年同月比で5%以上50%未満減少している事業者の方

① 資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒組合事務所⇒金融機関⇒ご自身または、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日：

年

月

[illegible]

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

ご自由に
ご記入ください。

意見、要望、提案などをお伝えください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

※可能な範囲でご記入ください（任意）。

住所	〒		
氏名		電話	

事業用資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.4.30現在

徳島県
商工労働観光部作成

当面の事業資金に！ 給付金				資金繰りのため融資を受けたい！ 融資制度				従業員の休業に対応！ 休業手当		納税猶予や減免！ 納税	
実施機関等	徳島県	徳島県	徳島県	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局・徳島県	労働局	国税	地方税	
経済産業省 1-0-1	1-0-2	1-0-3	1-0-4	1-0-5	1-0-6	1-0-7	1-0-8	1-0-9	1-0-10	1-0-11	
持統化給付金	新型コロナウイルス感染症対応企業支援給付金 生活衛生関係営業業者応援給付金	セーフティネット資金 経済変動対策資金 経営安定借換資金	新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生関係営業業者特別貸付 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生関係営業業者特別貸付 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資	低利子・無担保融資 特別利子補給制度を併用することで当初3年間無利子	(労働局) 雇用調整助成金 (事業主) (県上乗せ助成) 新型コロナウイルス対応雇用継続支援事業 (フリーランス)	・小学校休業等対応助成金 (事業主) ・小学校休業等対応支援金 (フリーランス)	・納税猶予の特例 ・欠損金の繰戻し還付 ・納税猶予の特例	・軽減措置 ・納税猶予の特例	
概要	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	
窓口	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 0570-783183	徳島県 商工労働観光部 088-621-2322 【旅行業・宿泊業・運輸業】 徳島県 観光政策課 088-621-2339 【生活衛生関係】 県生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	日本政策金融公庫 徳島支店 088-625-7790	商工中金 徳島支店 088-623-0101	徳島労働局助成金センター 088-622-8609 徳島県 労働雇用戦略課 088-621-2346	徳島労働局助成金センター 088-622-8609 徳島県 労働雇用戦略課 088-621-2346	徳島税務署 088-622-4131	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803 東部県税局 南部総合県民局 西部総合県民局	
内容	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業主を対象に、事業主が全額に充てる給付金を支給 法人 200万円 個人事業主 100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

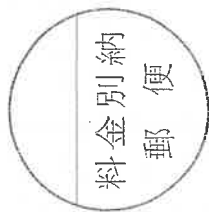


生活資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.4.30現在

徳島県 商工労働観光部作成

当面の生活資金等を給付！ 給付金		生活資金等を借り入れたい！ 融資制度	
実施機関等	総務省	厚生労働省	厚生労働省
制度名	特別定額給付金	小学校休業等対応 支援金	生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金 (休業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け)
概要	国民1人あたり 1.0万円を支給	小学校等の臨時休業により、子 供の世話をしたため、仕事ができ なくなった保護者への支援金	無利子・保証人不要の融資 ※なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、 償還免除の特例措置があります。
窓口	総務省コールセンター 03-5638-5855	徳島労働局助成金センター 088-622-8609	徳島県社会福祉協議会 080-8639-9700 または 各市町村の 社会福祉協議会
内容	国民1人あたり 1.0万円を支給	対象者： ①新型コロナウイルス感染症へ の対応として臨時休業した小学 校等に通う子ども、または、 ②新型コロナウイルス感染症に 感染した子ども、または感染し たおそれのある小学校等に通う 子どもの保護者であって、委託 を受けて個人で仕事をする方 助成額：1日あたり4,100円	無利子・保証人不要 上限：20万円(2人以上) 15万円(単身世帯) 返済期間：10年以内 据置：1年以内 対象者：新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、収入の 減少や失業等により生活に困 窮し、日常生活の維持が困難 となっている世帯 ※原則、自立相談支援事業 等による継続的な支援を受け ることが要件



仁木よしひと

昭和61年11月17日 阿南市長生町生まれ (寅年・A型)

学歴 阿南聖母幼稚園 空園

長生小学校 卒業 (長生ファイツーズ)

阿南第一中学校 卒業 (生徒会長・野球部)

阿南東高校 卒業 (生徒会長・陸上部)

東京農業大学 卒業 (国芸職員会にて、インターン活動)

職歴 (株)徳島銀行にて3年6ヵ月勤務 (入行時、総代)

元内閣官房長官 仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 当選

平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室

Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

若い力を！
33歳

アートの解決力！

若い力を！
33歳

アートの解決力！
新しい時代に!! 新しい県政を!!!

(阿南選出)

徳島県議会議員

に

〒770-0941

徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁
議会議3F 新しい県政を創る会控室

仁木よしひと



新型コロナウイルス経済対策の徳島県内における制度情報ご提供

徳島県議会議員 仁 木 よ し ひ と

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の経済対策各制度の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思ひます。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々やこれまで、融資等で制度を利用された経験のない方々、資金繰り等でお困りの方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思ひ、勝手ながら送付させていただきました。

「春の来ない冬はない。」というように県議会においても引き続き県民市民の皆様未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思ひますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケート でのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《ご参考に、以下おすすめの制度と手続きの流れ》※別紙資料参照

◎売上高が前年同月比で 50%以上減少 している一般事業者の方



①資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国

〈手続きの流れ〉ご自身、または、税理士・行政書士⇒中小企業庁へ

②資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒金融機関及び、ご自身、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

③資料 P2 の 1-3 の「新型コロナ対応！応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇒県庁商工政策課へ

◎売上高が前年同月比で 5%以上50%未満減少 している一般事業者の方

①資料 P2 の 1-2 の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(融資保証) 県・国

〈手続きの流れ〉ご自身⇒金融機関及び、ご自身、行政書士 or 税理士⇒市町村⇒金融機関

◎社交飲食業の方で売上高が前年同月比 50%以上減少 している事業者の方

①資料 P2 の 1-1 の「持続化給付金」(給付) 国 〈手続きの流れ〉上記一般事業者と同様

②資料 P2 の 2-1 の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」(融資) 日本政策金融公庫

〈手続きの流れ〉ご自身⇒日本政策金融公庫徳島支店

③資料 P2 の 2-2 の「生活衛生関係営業者応援給付金」(給付) 県

〈手続きの流れ〉ご自身、または、行政書士⇒徳島県生活衛生営業指導センターへ

◎社交飲食業の方で売上高が前年同月比で 5%以上50%未満減少 している事業者の方

①資料 P2 の 2-1 の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」(融資) 日本政策金融公庫

〈手続きの流れ〉ご自身⇒日本政策金融公庫徳島支店

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日：

年

月

日

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

ご自由に
ご記入ください。

意見、要望、提案などをお伝えください。

※ 可能な範囲でご記入ください（任意）。			
住所	〒		
氏名		電話	

事業用資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

徳島県 商工労働観光部作成

R2.4.30現在

実施機関等	当面の事業資金に！ 給付金	資金繰りのため融資を受けたい！ 融資制度	従業員の仕事に！ 休業手当	納税猶予や減免！ 納税
経済産業省	徳島県	徳島県	徳島県	徳島県
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症対策！ 企業応援給付金 生活衛生関係営業者 応援給付金	セーフティネット資金 経済変動対策資金 経営安定借換資金	新型コロナウイルス感染症対策資金	労働局・徳島県 (労働局) ・雇用調整助成金 (事業主) ・県上乗せ助成 ・新型コロナウイルス対応 雇用継続支援 事業 (フリーランス)
概要	対象となる県・ 日本政策金融公庫の 貸付資金にかかる 融資額の1割を給付 (※法人・個人事業主 とも100万円以内)	実質無利子 (当初3年間) 保証ゼロ の融資	低利子・無担保融資 特別利子補給制度を併用することで 当初3年間無利子	労働局・徳島県 (労働局) ・雇用調整助成金 (事業主) ・県上乗せ助成 ・新型コロナウイルス対応 雇用継続支援 事業 (フリーランス)
窓口	中小企業庁 金融・給付金 相談窓口 0570-783183	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318 徳島県信用保証協会 088-622-0217	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803 徳島県 労働局 徳島県 労働局 徳島県 労働局 088-622-4131
内容	対象期間の売上高が対前 年同月比で▲50%以上 減少している事業主 に、徳島県中小企業向け 融資制度の「セーフティ ネット資金」、「新型コロナ ウイルス感染症対策資金」 の融資額の1割を給付 (上限100万円)	保証協会の保証付きの 低利・低保証率の融資 セーフティネット資金は 市町村長から下記の認定 を受けることが必要 【SN保証4号】 売上高が対前年同月比 ▲20%以上の場合 【SN保証5号】 売上高が対前年同月比 ▲5%以上の場合 【危機関連保証】 売上高が対前年同月比 ▲15%以上の場合	市町村長から 「セーフティネット 保証4号/5号」 または、 「危機関連保証」 の認定を受けている 事業者が対象 利子：当初3年間 実質無利子 保証料：なし 上限：3,000万円 期間：10年以内 据置：5年以内	【納税猶予】 2月以降、売上が 減少した場合、 「1年間納税猶予」 (無担保・無延滞税) 【フリーランス】 前年度黒字で今年度 赤字の場合、前年度 等に納付した法人税 の一部を還付 【納税猶予等】 事業に著しい損失 を受けた場合、 納税等を猶予

生活資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.4.30現在

徳島県 商工労働観光部作成

当面の生活資金等を給付！ 給付金		生活資金等を借り入れたい！ 融資制度	
実施機関等	総務省	厚生労働省	徳島県 厚生労働省
制度名	特別定額給付金	小学校休業等対応 支援金	生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金 (休業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け)
概要	国民1人あたり 10万円を支給	小学校等の臨時休業により、子 供の世話を行うため、仕事があ らなくなった保護者への支援金	無利子・保証人不要の融資 無利子・保証人不要の融資 なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、 償還免除の特例措置があります。
窓口	総務省コールセンター 03-5638-5855	徳島労働金庫 徳島ローンセンター 088-634-1000 ほか 県内の四国労働金庫支店	徳島県社会福祉協議会 080-8639-9700 または 各市町村の 社会福祉協議会
内容	対象者： ①新型コロナウイルス感染症への 対応として臨時休業した小学 校等に通う子ども、または、 ②新型コロナウイルス感染症に 感染した子ども、または感染し たおそれのある小学校等に通う 子どもの保護者であって、委託 を受けて個人で仕事をする方 助成額：1日あたり4,100円	無担保かつ 利子補給により実質無利子 (保証料は別途必要) 上限：50万円 返済期間：5年以内 生活物資等を購入するために 必要となる資金を融資	無利子・保証人不要 上限：20万円(2人以上) 15万円(単身世帯) 返済期間：10年以内 据置：1年以内 対象者：新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、収入の 減少や失業等により生活に困 窮し、日常生活の維持が困難 となっている世帯 ※原則、自立相談支援事業 等による継続的な支援を受け ることが要件

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

! 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■給付対象者・不給付要件

●給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。
- ①資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。
②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。
- (2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。
- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。
※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。
※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

●不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1) から (4) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例 1)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20											

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円

2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260\text{万円} = 500\text{万円} - 20\text{万円} \times 12$$

$$260\text{万円} > 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 200万円

1. 申請の要件を確認する（算定例（12月決算））

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例2)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} < 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 140万円（10万円未満は切り捨てのため）

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1)申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://jizokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■ 入力必須事項

- ① 法人番号 ② 法人名
③ 本店所在地 ④ 業種 ⑤ 設立年月日
⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数
⑦ 代表者・担当者情報 ⑧ 代表者・担当者連絡先
⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入
⑩ 決算月 ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入
⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④その他事務局が必要と認める書類

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます。

- ①法人番号 (13桁の法人番号) 法人の方のみ
- ②屋号・商号・雅号 ○○株式会社 (フリガナ) ○○カブシキガイシャ
- ③本店所在地
- 郵便番号 〒○○○-○○○○
 - 都道府県 ○○○○県
 - 市区町村 ○○市○○町
 - 番地・ビルマンション名等 ○-○
- ④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能
- 郵便番号 〒○○○-○○○○
 - 都道府県 ○○○○県
 - 市区町 ○○市○○町
 - 番地・ビルマンション名等 △-□ ○○ビル○階
- ⑤業種(日本産業分類) (大分類) (中分類) (選択式)
- ⑥設立年月日(法人) ○○○○年 ○○月 ○○日
- ⑦資本金(円) ○○○○法人の方のみ
- ⑧従業員数(名) ○○○○法人の方のみ
- ⑨代表者役職 代表取締役
- ⑩代表者氏名 ○○ ○○ (フリガナ) ○○○○○○
- ⑪代表電話番号 ○○○○○○○○○○
- ⑫担当者氏名 □□□□法人の方のみ (フリガナ) □□□□法人の方のみ
- ⑬担当者電話番号 ○○○○○○○○□□ 法人の方のみ
- ⑭担当者携帯番号 ○○○○○○○○□□ 法人の方のみ
- ⑮担当者メールアドレス ○○○○○@△△△.□○.□□
- ⑯直近年度の売上金額 ○□□○
- ⑰決算月 ○□□○
- ⑱今年の売上減少月の金額 ○□□○

※このほかにも情報の入力が必要となる場合もあります。

口座情報

- ①金融機関名 ○○○○銀行
- ②金融機関コード ○○○○
- ③支店名 ○○○○支店
- ④支店コード ○○○
- ⑤種別 ○○
- ⑥口座番号 ○○○○○○○○
- ⑦口座名義人 ○○○○○○○○

申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人

個人

※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し

電子通帳 画面コピー

④(個人事業者のみなさま) 身分証明書写し

運転免許証

マイナンバーカード

住民基本台帳カード

在留カード

特別永住権証明書

外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

徳島県中小企業向け融資制度において、

当初3年間実質無利子・無担保・据置5年融資

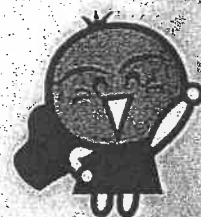
を創設します。あわせて、**信用保証**（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料もゼロ**にします。

また、既往の保証付き融資が、当資金に**借換え可能**です。



融資条件

新型コロナウイルス感染症の影響で売上等が減少し、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方**



事業者区分

売上高▲5%

売上高▲15%

個人事業主
(小規模のみ)

保証料ゼロ・3年間金利実質ゼロ(※)

小・中規模事業者
(上記除く)

保証料実質ゼロ・
3年間金利実質ゼロ(※)
☆国の制度に県の支援をプラス!

保証料ゼロ・
3年間金利実質ゼロ(※)

『実質』ゼロ
とは?

※県からの**利子補給・保証料補給**により、
支払った利子・保証料が、**後日キャッシュバック**されます!

■補助対象：保証料は全期間、利子補給は当初3年間

- 融資限度額：3,000万円
- 資金用途：経営安定に必要な運転資金、設備資金（既往保証付き融資の返済資金を含む）
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 利率：年1.50%以内～年1.85%以内
- 保証料率：年0.85%～年1.05%
- 申込期間：令和2年5月1日～令和2年12月31日に保証申込受付
- 申込先：取扱金融機関、徳島県信用保証協会

より詳しい情報は…

徳島県ホームページで、

中小企業向け融資制度

検索

と検索

または、
右のQRコードより
ご確認ください。



阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、三菱UFJ銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫

【制度についてのお問合わせ】

徳島県商工労働観光部企業支援課（金融担当）

TEL：088-621-2318

☆当融資制度は「徳島県新型コロナウイルス対応！企業応援給付金」の対象です！



中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

阿南市長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1ヶ月間の売上高等

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

減少率

% (実績)

A 災害等の発生における最近1カ月間の売上高等

円

B Aの期間に対応する前年1カ月間の売上高等

円

(ロ) 最近3カ月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$

減少率

% (実績見込み)

C Aの期間後2カ月間の見込み売上高等

円

D Cの期間に対応する前年の2カ月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行う必要があります。

阿南商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

阿南市長 表 原 立 磨

売 上 比 較 票

1. 最近1か月の売上高等の比較

最近1か月の売上高【A】	円
Aの期間に対応する前年同期の売上高【B】	円

(最近1か月の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \quad \text{円} - 【A】 \quad \text{円}}{【B】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

2. 最近3か月の売上高等の比較

Aの期間後2か月間の見込み売上高【C】	円
Cの期間に対応する前年同期の売上高【D】	円
最近3か月の見込み売上高【A + C】	円
同期間における前年同期の売上高【B + D】	円

(最近3か月の売上高の減少率)

$$\frac{【B + D】 \quad \text{円} - 【A + C】 \quad \text{円}}{【B + D】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

上記のとおり売り上げを確認し、相違ありません。

また、改めて疎明資料の提出を市から求められた場合は、提出に応じます。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

委任状

令和 年 月 日

阿 南 市 長 殿

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定に関する一切の事項を委任します。

(様式第2号)

委任状及び振替承諾書

当社(私)は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱店名)

(代表者氏名)

を代理人と定め、徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第5条、第6条及び第8条に規定する利子補給補助金の交付申請、請求及び受領に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給補助金を交付するにあたり、県は同代理人へ交付を行った後、同代理人が以下の口座へ振り替えることを承諾します。

(振り替え先口座)

金融機関名：

支店名：

預金種別： 普通 ・ 当座

口座番号：

口座名義(カタカナ)：

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

令和 年 月 日

所 在 地

企業等名称

代表者氏名

連絡先：

印

金融機関確認印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

様式 7

経済変動対策資金 売上高確認書

住 所:

申込人:

印

1. 売上高比較確認表

当期売上高（最近1か月及びその後2か月）			前年同期売上高		
年 月	(A)	千円	年 月	(B)	千円
年 月	[見込み]	千円	年 月		千円
年 月	[見込み]	千円	年 月		千円
3か月計	(C)	千円	3か月計	(D)	千円

最近1か月の売上高減少率

$$\frac{(B) \text{ 千円} - (A) \text{ 千円}}{(B) \text{ 千円}} \times 100 = \text{ \% }$$

最近1か月及びその後2か月を含む売上高減少率

$$\frac{(D) \text{ 千円} - (C) \text{ 千円}}{(D) \text{ 千円}} \times 100 = \text{ \% }$$

2. 感染症法による「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響について

○指定感染症等による影響を受けたことにより、売上が減少し、その後減少の見込みとなる理由をお書きください。

（留意事項）

- ① 売上高比較確認表には、最近1か月の売上額実績及びその後2か月の売上高見込みを記載してください。
- ② 売上高比較確認表に記載の売上高を証する書類を添付してください。

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援する制度です。

支給対象者

以下の（１）から（３）までのすべての要件を備えている事業者が支給対象者となります。

- （１）令和２年２月以降に、徳島県中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」もしくは「新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下「徳島県セーフティネット資金等」という。）による融資を受けている者であること。
- （２）申請日において、令和２年２月以降の売上高等の状況が、以下の①から③までのいずれかに該当する者であること。
 - ① 最近１か月の売上高等が、前年同月比で５０％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
 - ② 最近２か月の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少しており、かつ、その後１か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
 - ③ 連続した３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少していること。
- ※ 創業後１年を経過していない事業者など、前年同期比との比較が困難である事業者の方は、個別にご相談ください。
- （３）概ね雇用が維持されていること。

支給額

徳島県セーフティネット資金等で融資を受けた金額の １０％（上限１００万円）

申請手続

申請受付期間

令和２年４月１日 ～ 令和２年９月１日

以下の書類をご準備いただき、県の各窓口（裏面参照）までお越しください。

- （１）徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書（様式第１号）
- （２）徳島県セーフティネット資金等の融資実行を証する書類
 - ・金銭消費貸借契約証書の写し
 - ・徳島県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- （３）売上高等確認に係る調書（様式第１-１号～第１-４号のいずれか）
 - ・試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類を添付
 - ※原本であることの証明が必要
- （４）雇用維持に対する取組状況に係る調書（様式第１-５号）
 - ・令和２年２月１日から５月１日の間に、雇用保険被保険者の離職があった場合は、すべての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」を持参
- （５）委任状（事業主本人以外が申請する場合）

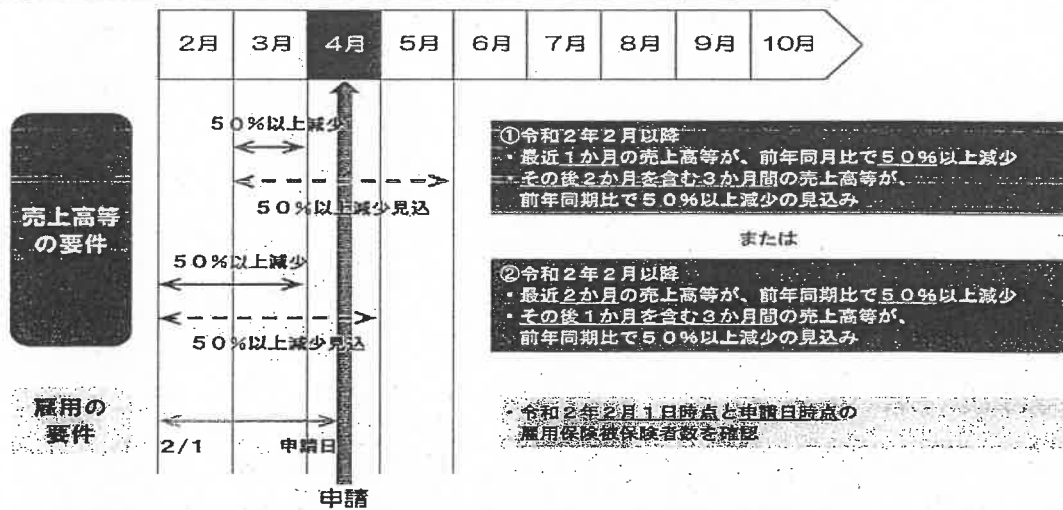
様式は、徳島県ホームページよりダウンロードいただけます →

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/5035852/>

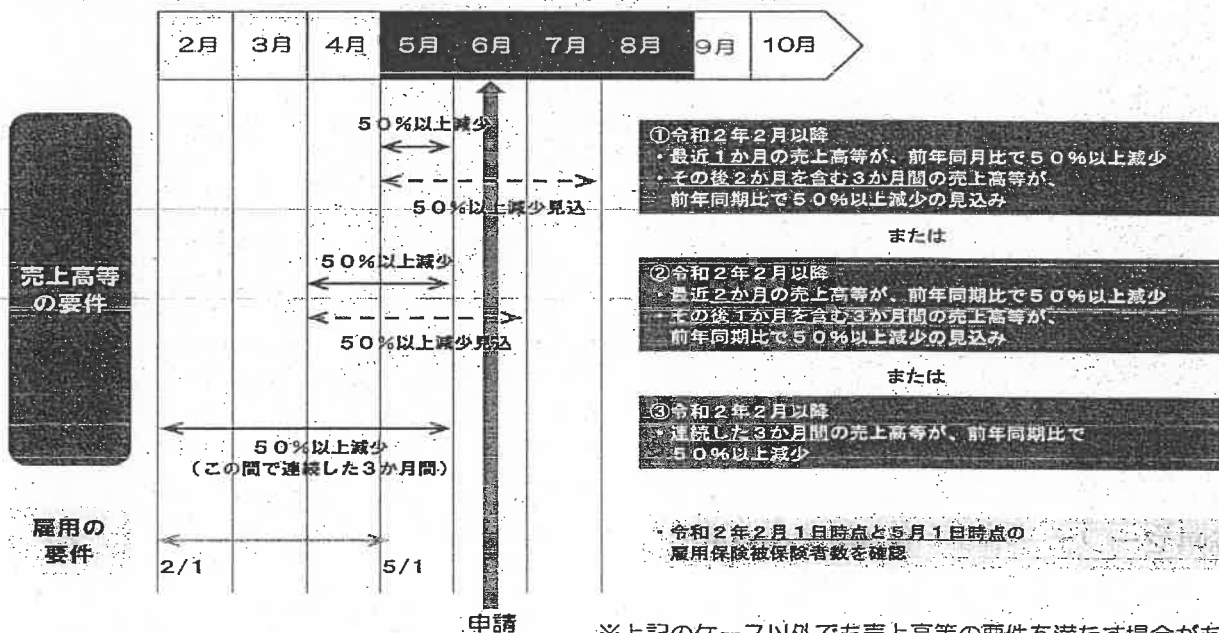


■ 売上高等・雇用の要件に関する確認期間について

【例】令和2年4月1日から4月30日までの間に申請する場合



【例】令和2年5月1日から9月1日までの間に申請する場合



※上記のケース以外でも売上高等の要件を満たす場合があります。

申請受付窓口

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

【旅行業・宿泊業・運輸業以外の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 商工政策課 団体・振興担当

徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2322

【旅行業・宿泊業・運輸業の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 観光政策課 観光産業担当

徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2339

上記のほか、以下の各総合県民局でも申請を受け付けています。（業種は問いません）

・南部総合県民局

地域創生部＜美波＞県南誘客担当 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 TEL 0884-74-7353

地域創生部＜阿南＞県税担当 阿南市富岡町あま谷46 TEL 0884-24-4116

・西部総合県民局

地域創生部＜美馬＞にし阿波振興担当 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 TEL 0883-53-2396

観光振興部＜三好＞にし阿波観光戦略担当 三好市池田町マチ2415 TEL 0883-76-0376

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金について (事業者申請用)

1. 申請期間

令和2年4月1日(水)～令和2年9月1日(火)

※受付時間は、8時30分～17時15分まで(土日祝日を除く)

2. 申請先

- ・徳島県商工労働観光部 商工政策課 団体・振興担当
(旅行業、宿泊業、運輸業を除く業種)
観光政策課 産業観光担当
(旅行業、宿泊業、運輸業)
- ・南部総合県民局 地域創生部<美波庁舎> 県南誘客担当(業種問わず)
地域創生部<阿南庁舎> 県税担当(業種問わず)
- ・西部総合県民局 地域創生部<美馬庁舎> にし阿波振興担当(業種問わず)
観光振興部<三好庁舎> にし阿波観光戦略担当(業種問わず)

3. 申請方法

- ・持参による申請に限る(申請書類及び申請内容が確認できる書類等)
- ・原則、事業者本人が持参とし、代理人による申請の場合、委任状が必要

4. 支給対象者

以下の(1)から(3)までのすべての要件を備えている事業者

(1) 令和2年2月以降に、徳島県中小企業振興資金における「セーフティネット資金」もしくは、「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下、「県セーフティネット資金等」という。)による融資を受けた者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

① 申請日において、最近1か月の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、最近1か月の売上高等が前年同月比で、50%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調査」)

② 申請日において、最近2か月の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、最近2か月の売上高等が前年同期比で、50%以上減少しており、かつその後1か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調書」)

③ 申請日において、3か月間の売上高等が確定している場合

- ・ 令和2年2月以降で、連続した3か月間の売上高等が、前年同期比で、50%以上減少していること。
(様式第1-1号「売上高等確認に係る調書」)

④創業3か月以上、1年1か月未満の事業者等、前年の売上高等実績がない事業者等については、以下のいずれかに該当するものであること。

- ・ 最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して50%以上減少していること。

(様式第1-2号「売上高等確認に係る調書」)

- ・ 最近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して50%以上減少しており、かつその後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等の3倍と比較して、50%以上減少していること。

(様式第1-3号「売上高等確認に係る調書」)

- ・ 最近1か月の売上高等が令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して50%以上減少しており、かつその後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等が、令和元年10月から12月の売上と較して、50%以上減少していること。

(様式第1-4号「売上高等確認に係る調査」)

(3) 概ね雇用が維持されていること。

- ・ 令和2年2月1日から令和2年5月1日までの期間において、会社都合による雇用保険被保険者の離職者がいないこと。(ただし、支給申請が5月1日以前の場合は、申請時点までの期間)

- ・ 雇用維持に対する取組を行っていること。

- ・ 雇用保険被保険者がいない場合は、様式第1-5号(1)~(3)に0人と記載すること。

(様式第1-5号「雇用維持に対する取組状況に係る調書」)

5. 提出・持参書類

【提出書類】

(1) 徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書(様式第1号)

(2) 県セーフティネット資金等の融資実行を証する書類

- ・ 金銭消費貸借契約証書の写し

- ・ 県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写し

- ・ 上記書類がない場合は、その他融資及び保証に関する書面

(3) 売上高等確認に係る調書

- ・ 様式第1-1号から1-4号までのいずれか

- ・ 試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類(原本であることの証明が必要)

(4) 雇用維持に対する取組状況に係る調書(様式第1-5号)

(5) 委任状(事業主本人以外が申請する場合)

【持参書類】

(6) 雇用保険被保険者の離職があった場合は、全ての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)」

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	4

① 年月日	令和3年1月31日						
② 内容	阿南市内の飲食店・喫茶店営業許可者に対し、徳島県が実施している新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン実践店ステッカー事業、および、飲食店応援金事業の制度情報を提供し、意見聴取する取組を実施。 発送 485通 郵送料 第一種定形外（規格内）140円×485通=67,900円 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額（円）	按分率（/）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	郵送料	67,900	10/10	67,900	郵送料 第一種定形外（規格内）140円×485通		✓
	合計	67,900		67,900			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送料を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☐ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☐ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送料を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1-1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りがれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書
仁木 啓人 様

[別納引受]
第一種定形外(規格内)
@140 485通 ¥67,900
小 計 ¥67,900
郵便物引受合計通数 485通
課税計(10%) ¥67,900
(内消費税等 ¥6,172)
非課税計 ¥0

△計 ¥67,900
お預り金額 ¥70,000
おつり ¥2,100

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 1月31日 18:15
担当: XXXXXXXXXX
発行No. 210131A2833 端P12箱60
連絡先: 徳島中央郵便局
TEL: 0570-943-718



Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

新しい時代に!! 新しい県政を!!!

(五) 阿南

嘔
嘔
嘔
嘔
嘔
嘔

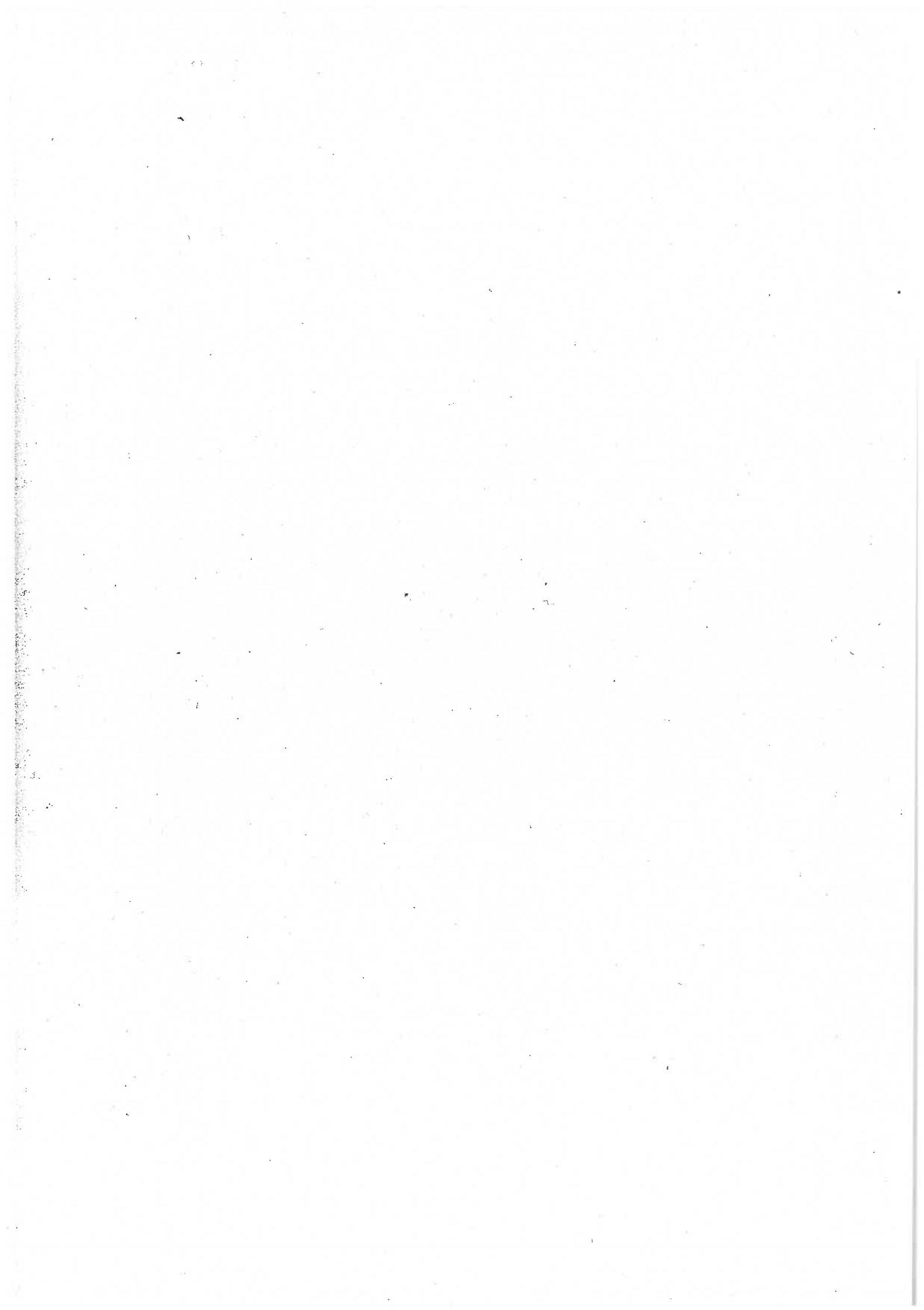
世

F 770-0941

徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁
議会議場3F 新しい県政を創る会控室

五
三
若い力を！





阿南市内「飲食店・喫茶店営業許可」を受けている皆様へ

令和 3 年 1 月 29 日

徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 制度情報のご提供

徳島県議会議員 仁 木 よ し ひ と

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の「飲食店・喫茶店営業許可」事業者の皆様へ、徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思います。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思い、勝手ながら送付させていただきました。

県議会においても引き続き県民の皆様の未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思いますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《以下調査した手続きの流れ(別紙資料もご参照ください)》

※ 50 万円の飲食店応援金申請には、所属団体へ県のステッカーの申請が必要です ※

- ① 資料 P1-1 の感染対策をされ、所属団体（〇〇生活衛生同業組合など！資料 P1-2）へ問い合わせをお願いします！
- ② 各所属団体へステッカー申し込み手続きを申請し、所属団体による資料 P1-1のような対策済みか立入り店舗現場チェックが必要です。その後、交付されたステッカーの掲示をお願いします。
- ③ 団体に所属されていないと思う方は、比較的、『徳島県食品衛生協会』に所属されている可能性があります！各保健所内にある、お近くの資料 P1-3『食品衛生協会』事務局へお問い合わせください！
- ④ 上記すべての団体にも所属されていない方は、既存の団体に新規加入いただければ、上記②③の流れで申請可能です。また、改めて任意団体を設立し、その団体手続きを行うことも可能です。

※ 上記ステッカーの手続きを終えられた方は ※

徳島県内の『飲食店営業許可』『喫茶店営業許可』を受けられている 飲食店・喫茶店・社交飲食店（デリバリー、持ち帰り、スーパー、コンビニ、飲食スペースの設置が無い店舗等、を除く。 資料 P2-2～P2-5）の皆様は、上記ステッカーの手続きを経て、ステッカーを 2 月末までに、掲示いただければ、資料 P2-1 の飲食店応援金の申請が可能です。

※応援金には、ステッカー完了店舗 50 万円 と 自主宣言を手続き済み店舗 10 万円 の二種類があります。一度きりの併用不可です。

◎ステッカー完了店舗 50 万円は、手続きされた所属団体へされた団体へお問い合わせください。

◎自主宣言のみで、10 万円のご希望の方は、県コールセンターへお問い合わせください。→TEL088-602-1418

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日： 年 月 日

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

**ご自由に
ご記入ください。**

意見、要望、提案などをお伝えください。

※ 可能な範囲でご記入ください（任意）。			
住所	〒		
氏名		電話	

※飲食店などの感染対策の一例※

立入りの際、チェックされる内容の一例です

1. 利用者入店時

発熱、咳などの有症者の入店を断る旨を掲示しているか

店舗入り口や手洗い場所に、消毒液を用意しているか

店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示しているか

利用者に来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起しているか

入場人数を制限しているか

2. 客席、カウンター

横はできるだけ1m以上の間隔を空け、真正面の場合は避けるか、ビニールシート設置またはフェースシールド飛沫感染対策を行っているか

3. サービス

注文受付などの接客サービスを行う従業員はマスクを着用し、利用者の正面を避け、間隔を保っているか

利用者の入れ替え時に、テーブル、カウンターなどを消毒しているか

お酌、グラスなどの回し飲み、大声での会話を避けるよう、注意喚起しているか

大皿料理を避け、個別提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。

カラオケ利用時にもマスクまたはフェースシールドなどの着用を依頼しているか(適宜)

カラオケマイクなどを定期的に消毒しているか

ライブ、ダンス、ショーなどを行う場合は、客席とステージとの距離(原則2m)を確保しているか

4. 会計

遮蔽物の設置など飛沫感染対策を行っているか

電子マネーなど非接触決済の導入又はコイントレイの使用、会計の都度の手指消毒などを工夫しているか

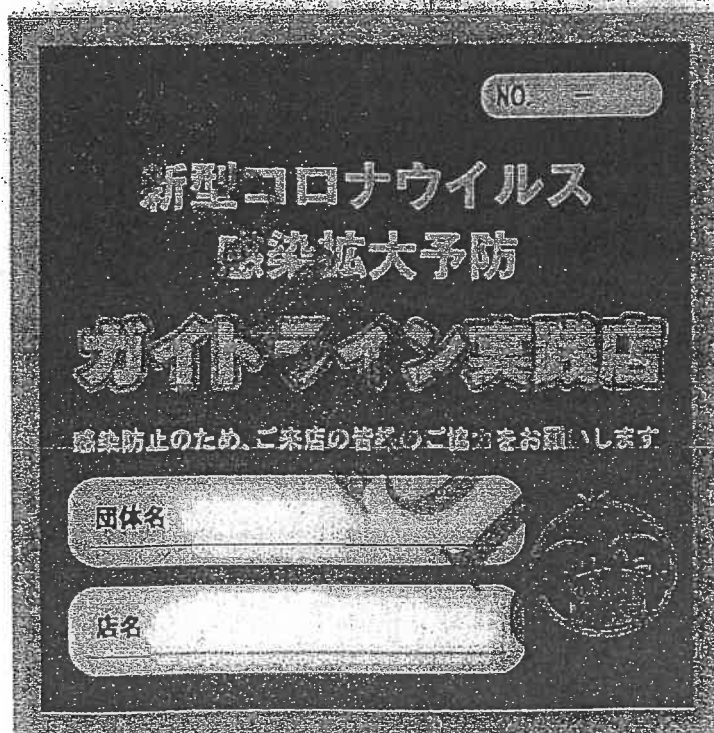
5. 従業員の健康、衛生管理、控室利用時

出勤前の検温結果及び健康状態を責任者に報告し、有症者は自宅待機、新型コロナウイルス感染者又は感染者との濃厚接触者は就業を禁止する体制が整備されているか

保健所や帰国者・接触者相談センターの連絡先を従業員に周知しているか

店舗では大声を避け、マスクやフェイスガードを着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底しているか
ユニフォームや衣類の洗濯体制を整備し、常に衛生的な衣服を身につけているか
ロッカールーム、控室を常に換気しているか
6 施設内整備の対策
換気設備などによる徹底した換気を行っているか
トイレを毎日清掃・消毒し、ドアやレバー、便座等の多数の人が触れる箇所を定期的に消毒しているか
ハンドドライヤーの使用を中止し、ペーパータオルなどを準備するとともに、トイレ使用後は蓋をして流すよう利用者に周知しているか
厨房の調理設備・器具の清掃・消毒、調理作業前の手洗いなどの衛生管理を徹底しているか
食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミ等の処理は、手袋・マスクを着用し、ビニール袋等に密封しているか
感染防止対策に必要な物資(消毒剤・マスク・手袋など)の一覧表を作成するなど備蓄体制を構築しているか
7 その他
協会員による巡回指導に協力できるか
接触確認アプリ「COCOA」、 「とくしまコロナお知らせシステム」 などを活用し、患者発生時の追跡調査に協力できるか

【ステッカーの見本】

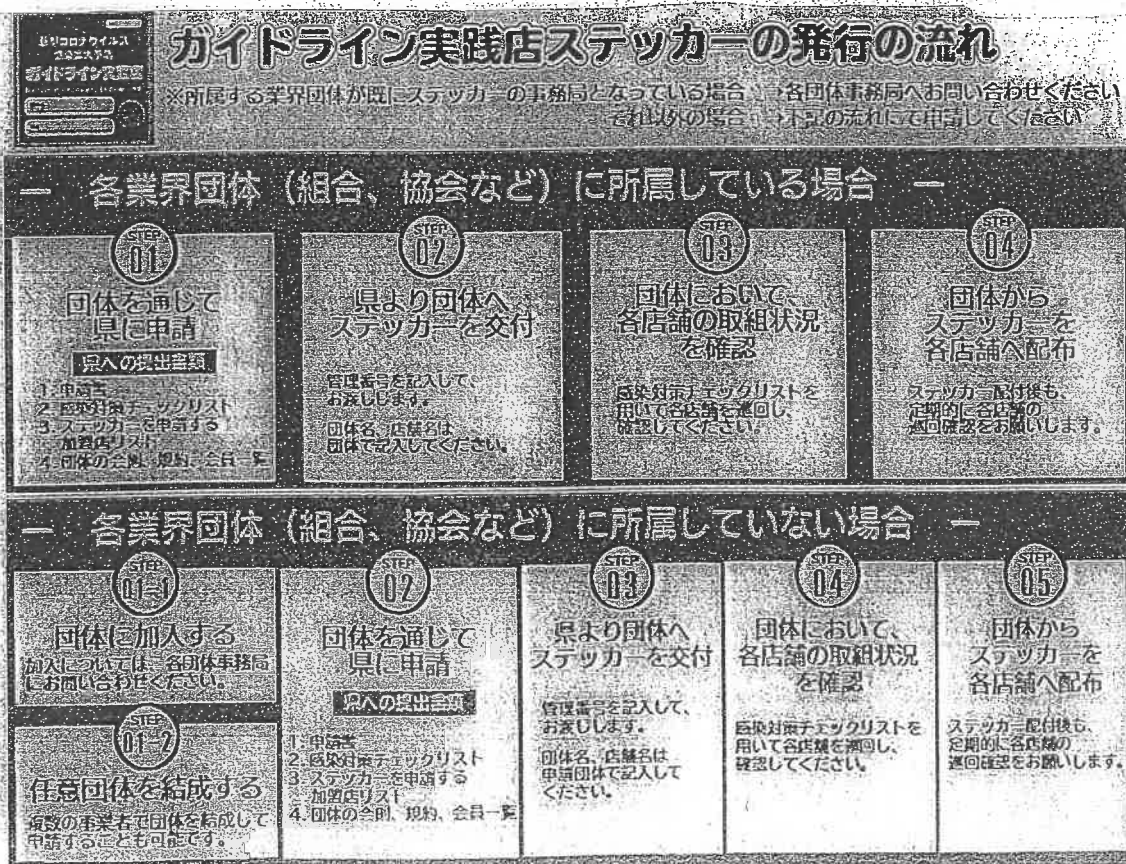


徳島県生活衛生同業組合一覧

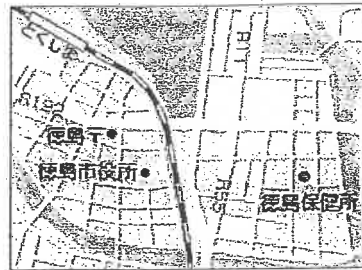
*正式名称は「徳島県〇〇〇生活衛生同業組合」です

*下線のあるものは組合ホームページへリンクします

組合名	事務所所在地	電話番号
旅館ホテル	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目 徳島総合観光案内所	(088) <u>652-7694</u>
すし飲食	〒770-0936 徳島市中央通1丁目11番地	(088) <u>653-5033</u>
社交飲食	〒770-0934 徳島市秋田町2丁目5-1 サントリープラザビル5F	(088) <u>654-8764</u>
料理業	〒770-0923 徳島市大道1丁目51 オフィスQビル4F	(088) <u>653-3270</u>



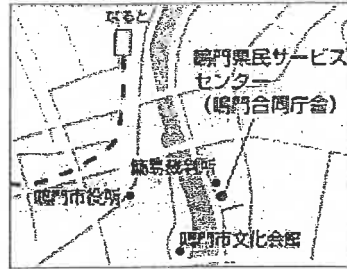
徳島食品衛生協会



〒770-0855
徳島市新蔵町3-80
徳島保健所内 (3F)
TEL 088-625-1770

地図を拡大する

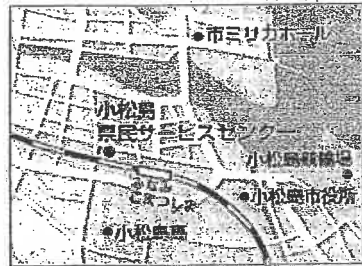
鳴門食品衛生協会



〒772-0017
鳴門市撫養町立岩字七枚128
(鳴門合同庁舎)
鳴門総合サービスセンター内
TEL 088-685-3140

地図を拡大する

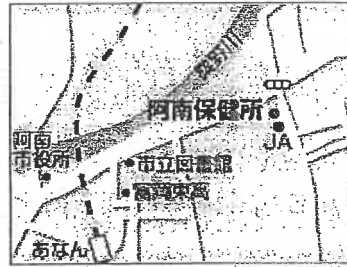
小松島食品衛生協会



〒773-0004
小松島市堀川町1-27
小松島県民サービスセンター内
(旧徳島保健所小松島支所)
TEL 0885-33-1671

地図を拡大する

阿南食品衛生協会



〒774-0011
阿南市領家町野神319
阿南保健所内
TEL 0884-22-3115

地図を拡大する

海部郡食品衛生協会



〒779-2305
海部郡美波町
奥河内字弁才天17-1
美波保健所内
TEL 0884-74-7346

地図を拡大する

鴨島食品衛生協会



〒776-0010
吉野川市鴨島町鴨島106-2
吉野川保健所内
TEL 0883-24-1130

地図を拡大する

穴吹食品衛生協会



〒777-0005
美馬市穴吹町穴吹字明連23
美馬保健所内
TEL 0883-52-5860

地図を拡大する

池田食品衛生協会



〒778-0002
三好市池田町マチ2542-4
三好保健所内
TEL 0883-72-4735

地図を拡大する

一般社団法人徳島県食品衛生協会



〒770-8570
徳島市万代町1-1
徳島県庁内
TEL 088-621-2219

地図を拡大する

「新しい生活様式」実装推進

飲食店 応援金

「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立を持続的に可能とするため、感染拡大防止に積極的に取り組んでいる飲食店に応援金を助成します。

応援金の対象

徳島県内の飲食店（飲食店または喫茶店の営業許可を取得した事業者）

以下の期間中に「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」の掲示が確認できる店舗

以下は対象外となります
 ・「テイクアウト専門」の店舗
 ・「デリバリー専門」の店舗
 ・スーパー、コンビニ等の小売店
 ・自動販売機コーナー など
 ※詳しくは「よくある質問集」をご覧ください

対象期間

令和3年2月1日（月） から 令和3年2月28日（日）

※緊急事態宣言が3月1日（月）以降まで延長される場合は、緊急事態宣言解除日まで対象期間を延長します。

応援金の金額と要件

- 申請は①、②のいずれかを1回のみとし、同じ店舗で複数回の申請はできません。
- 申請後、事務局により店舗の感染症対策が、適切に行えているかの巡回確認を行います。

団体によるチェック

『ガイドライン実践店ステッカー』を掲示している店舗



① 「ガイドライン実践店ステッカー」を対象期間中に掲示した店舗

50万円

ステッカーの貼付方法

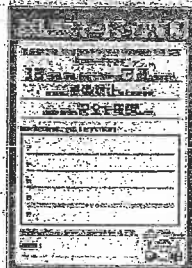
県ホームページをご確認ください

ガイドライン実践店

ホームページ名
「新型コロナウイルス感染症大予防ガイドライン実践店ステッカー」について | 安心とくしま

店舗の自主宣言

『事業者版スマートライフ宣言』を掲示している店舗



② 「事業者版スマートライフ宣言」を対象期間中に掲示した店舗

10万円

宣言の入手方法

県ホームページより様式をダウンロードしてください。

徳島 スマートライフ宣言

ホームページ名
「事業者版スマートライフ宣言」について | 安心とくしま

申請期間

令和3年2月1日（月） から 対象期間終了日の2週間後まで

ステッカー手続を経た、掲示された方は、この団体へお問い合わせください。

自主宣言10万円の方は コールセンター 088-602-1418へ

フローチャート

徳島県内で飲食店等の店舗を運営している企業等(個人事業主含む)ですか？



はい

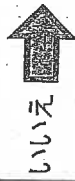


いいえ

申請日において有効である「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得していますか？



はい



いいえ

申請日において廃業していませんか？



はい



いいえ

複数の方が同時に飲食できる、テーブルや椅子を備えた飲食スペースが同一敷地内(フードコートやテラス席、屋外に独自で席を設けた場合を含む)に設置されていますか？



はい

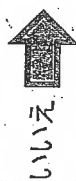


いいえ

コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店、デリバリー専門店、テイクアウト専門店、露天や移動販売車、自動販売機のみ設置のスナックコーナーではありませんか？(詳しくは「よくある質問集」をご確認ください)



はい

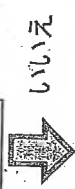


いいえ

業種別ガイドラインを遵守し、「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」を店舗に掲示していますか？



はい



いいえ

協力金の対象外です

協力金の申請が可能です

「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」を期間中に店舗に掲示した場合、協力金の申請が可能です。

「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～
よくある質問集

No.	質問	回答
1.概要		
101	「ガイドライン実践店ステッカー」について教えてほしい。	「ガイドライン実践店ステッカー」とは、県からステッカーの発行を受けた徳島県内の団体が、団体に所属し、積極的に感染拡大予防に取り組む店舗を「ガイドライン実践店」として認定し、配布するステッカーのことです。 ステッカーに関する詳細や申し込み方法は以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/
102	「事業者版スマートライフ宣言」について教えてほしい。	「事業者版スマートライフ宣言」とは、事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、その事業の実施に関し、施設の入口等利用者の見やすい場所に掲示する宣言書のことです。 宣言書に関すること、様式については以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071500016/
103	「感染拡大予防ガイドラインの遵守」とは具体的にどのようなことか。	昨年10月に施行された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」において、事業者においては、事業の実施に当たり、国、県、市町村又は業界団体等が業種ごとに定めた、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための指針を遵守することが義務付けられています。なお、ガイドラインは前記のものを参考に各事業者で作成しても差し支えありません。 国がとりまとめた業種別ガイドラインは以下のURLを参照ください。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
2.対象店舗		
201	対象となる店舗について教えてほしい。	食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可を取得しており、対象期間内に営業中の店舗が対象となります。なお、対象外となる店舗については、202以降をご確認ください。
202	対象外となる店舗について教えてほしい。	原則として、その店で調理された飲食物を、複数の者が同一施設内の同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店を対象とするため、それに該当しない場合は対象外となります。 対象とならない店舗の具体例は、以下のとおりです。 ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門店 ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー ・露店や移動販売車
203	デリバリーやテイクアウトのみの店舗は支給対象になるのか。	飲食スペースがない形態なので対象になりません。
204	コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)は支給対象になるのか。	今回対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。コンビニやスーパー等は、小売店としての利用が主となることから、対象店舗とはなりません。また、自動販売機は対象となりません。
205	インターネットカフェやマンガ喫茶は支給対象になるのか。	共有の飲食スペースがあれば対象となりますが、個室やプライベートスペースでの飲食が主となる場合は対象になりません。

P2-4

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
206	インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは支給対象になるのか。	カラオケボックス内で多数の者が飲食をすることを想定していれば、対象になります。
207	ボウリング場や映画館、アミューズメント施設は対象となるのか。	飲食店の営業許可があり、複数の者が同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる場合は対象となります。
208	結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合は対象となるのか。	多数の者が同じ飲食スペースで飲食する場合には対象となります。
209	ショッピングモールのフードコートで飲食店を営業しているため、自社専用の飲食スペースはないが共同で飲食スペースを有している。対象になるのか。	屋内で、共同スペース部分に座って食事ができるテーブルやイスが常設してあれば対象になります。
210	キッチンカー等、車両による移動式の飲食店は支給対象になるのか。	移動販売車の場合は対象となりません。
211	露店(屋台)や、祭りなどにおいてよく見られるような、テント形式の飲食スペースを設けている店舗は、支給対象になるのか。	露店による販売は対象となりません。

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
212	飲食店営業許可書は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。支給対象になるのか。(※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店)	対象外です。対象は、飲食店営業許可を持つ飲食店としております。
213	深夜営業をしている飲食店だが、対象となるか。	対象となります。今回の応援金は、時間短縮営業を求めるものではありません。
214	大企業の店舗は支給対象になるのか。	対象となります。
215	現在休業中だが、対象になるか。	対象期間中にステッカーまたは宣言書を掲示して営業する必要があります。
216	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の応援金は、業の継続が一つの目的ですので、対象となりません。ただし、廃業予定であったが、対象期間内に営業を再開した場合は対象となります。
217	破産手続き中だが、対象となるか。	破産法第18条または第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていれば、対象となりません。
218	週に1日のみの営業だが、対象となるか。	対象となります。
219	県内に本社があり、店舗は県外にある場合、対象となるか。	対象となりません。店舗が県内にあることが要件となります。
220	県外に本社があり、店舗は県内にある場合、対象になるのか。	対象となります。

No.	質問	回答
221	市町村等、地方公共団体、指定管理者や第3セクター等は支給対象になるのか。	対象となりません。
222	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも支給対象になるのか。	支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象となります。
223	要請対象の飲食店を5店舗営んでいるが、店舗ごとに申請(5つの申請)するのか、まとめて申請すればいいのか。	店舗ごとに申請していただきます。
224	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか。	飲食店又は喫茶店の営業許可書の数により判断します。
225	ステッカーや宣言書を「対象期間中に掲示した」とは、どのような場合を言うのか。	対象期間前から既に掲示しており、対象期間中及びその後も引き続き掲示する場合や、対象期間中のいずれかの日に新たに掲示し、その後も引き続き掲示する場合を言います。
226	飲食店の許可が失効していたが、応援金の対象となるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ている必要があることから、許可が失効していた場合は対象となりません。
227	菓子製造業の営業許可を受けているが、応援金の対象となるか。	飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていない場合は対象となりません。

No.	質問	回答
228	営業許可を取っていなかったが、ステッカー取得後、途中で営業許可を得た。応援金の対象になるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていれば対象となります。
229	同じ住所、同じ屋号だが、営業許可書の申請名義が異なる2つの許可を取得している場合は、それぞれで申請可能か。	実態を確認させていただき、同一店舗と認められる場合は、複数の申請はできません。なお、書類のみで状況を把握できない場合は、現地にて確認を行うこともあります。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	5

① 年月日	令和3年1月31日						
② 内容	発行部数 593部 配付方法 郵送配付、手配り 内容 阿南市内の飲食店・喫茶店営業許可者に対し、徳島県が実施している新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン実践店ステッカー事業、および、飲食店応援金事業の制度情報を提供し、意見聴取する取組を実施。 ※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	印刷費	44,063		2,609	封筒コピー代 領収金額44,063円のうち2,609円に 政務活動費を充当（41,454円は会派分）	✓	
	印刷費	28,936		10,735	印刷機使用カウンター代 領収金額28,936円のうち10,735円に 政務活動費を充当（18,201円は会派分）	✓	
	印刷費	63,842		26,479	領収金額63,842円のうち26,479円に政務活動費を充当 角2封筒1,000枚(17,902円) クリアホルダー600枚(5,445円) A4用紙(500枚入×10冊)1箱(3,132円)		
	合計	136,841		39,823			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☐ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☐ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	39,823 円
-----------	----------

領収証

新しい県政を創る会 様

令和3 年 2 月 25日

金額	¥	4	4	0	0	3
----	---	---	---	---	---	---

但し エピ-機代 2 月分
上記の金額正に領収いたしました。

現金	✓
小切手	
手形	
相殺	

奥芝組合機保守代
OA機器・スチール製

サトリ
有限会社

徳島市南田宮2丁目
TEL (088) 632-
FAX (088) 632-2731

原本会派政務活動費

原本会派政務活動費

領収書

No. _____

新しい県政を創る会 様

金額

¥ 28,936 円

但 印刷機使用カウンター代として

2021年3月29日

上記正に領収いたしました

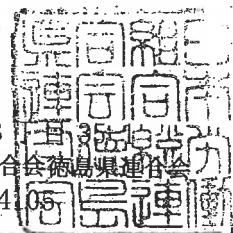
内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円

〒770-0942

徳島市昭和町3

日本労働組合総連合会徳島県連合会

TEL088-655-4105



原本会派政務活動費

振替払込請求書 兼受領証	
通付払込料金 加入者負担 加入者名	
加入者名 SMBCファイナンスサービス 株式会社	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円	
金額 63842	
ご依頼人住所氏名 ***** 徳島県議会新しい県政を創る会 アズクルご利用代金	
料 金 日 附 印 03-02-08 徳島県庁内郵便局 (62196) N94180017	
備考	

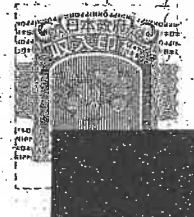
この受領証は、大切に保管してください。(CVS店舗控)

お支払いについてのお願い

ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は表面左側の2票だけをお出ください。コンビニエンスストアでお支払いの場合は3票ともお出ください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行・郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



代行会社
SMBCファイナンスサービス㈱

(ゆうちょ銀行・郵便局用)



仁木よしひと

昭和61年11月17日 阿南市長生町生まれ (寅年・A型)

学歴 阿南聖母幼稚園 卒園

長生小学校 卒業 (長生ファイトーズ)

阿南第一中学校 卒業 (生徒会長・野球部)

富岡東高校 卒業 (生徒会長・陸上部)

東京農業大学 卒業 (国会議員会館にて、インターン活動)

職歴 (株) 徳島銀行にて3年6か月勤務 (入行時、総代)

元内閣官房長官 仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 当選

平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室

Tel 088-621-3074 Fax 088-621-2817

正しい力を
33歳

正しい力を

「チ」の解決力!

正しい力を
33歳

正しい力を

「チ」の解決力!

正しい力を
33歳

正しい力を

「チ」の解決力!



(阿南選出)

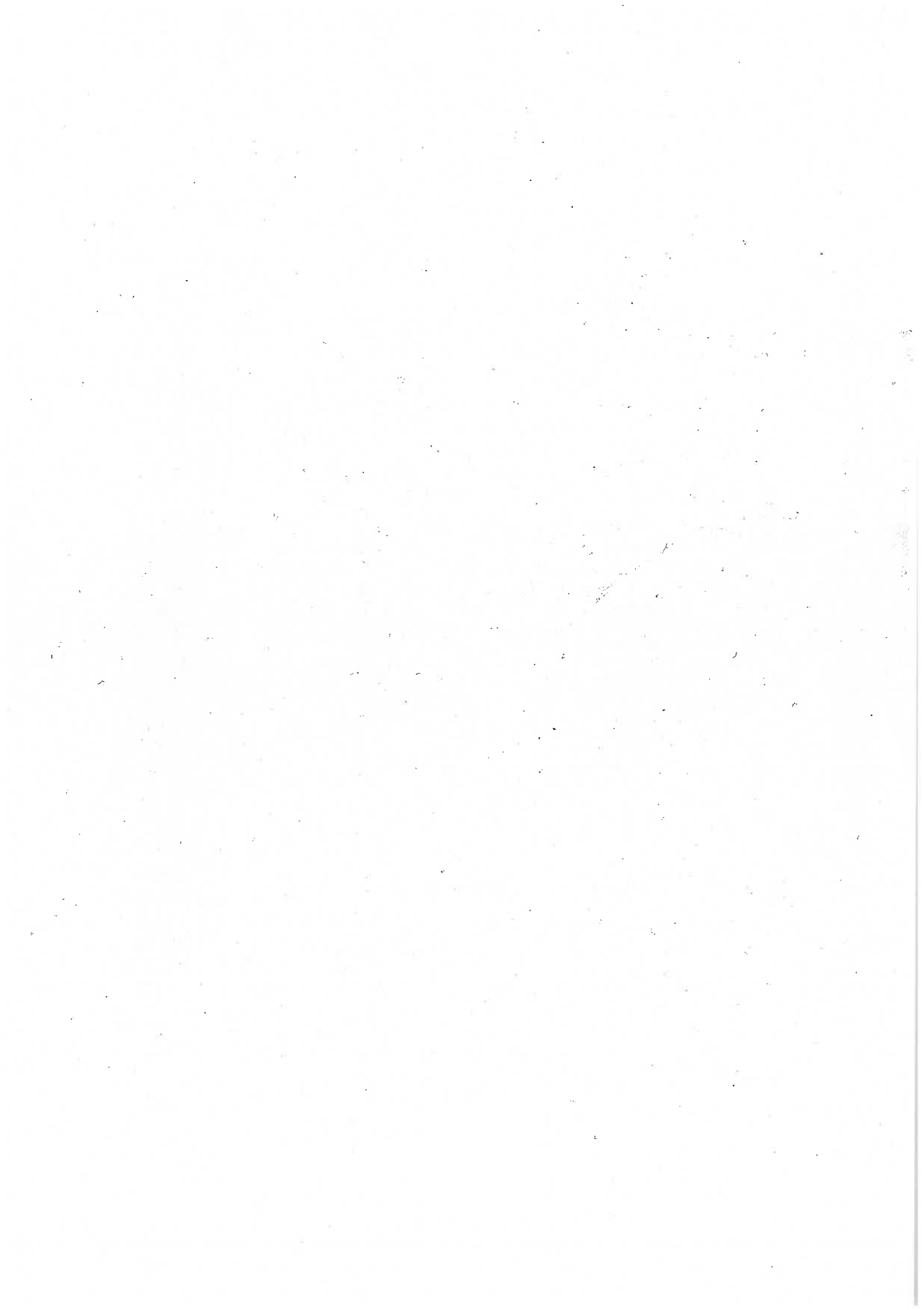
徳島県議会議員

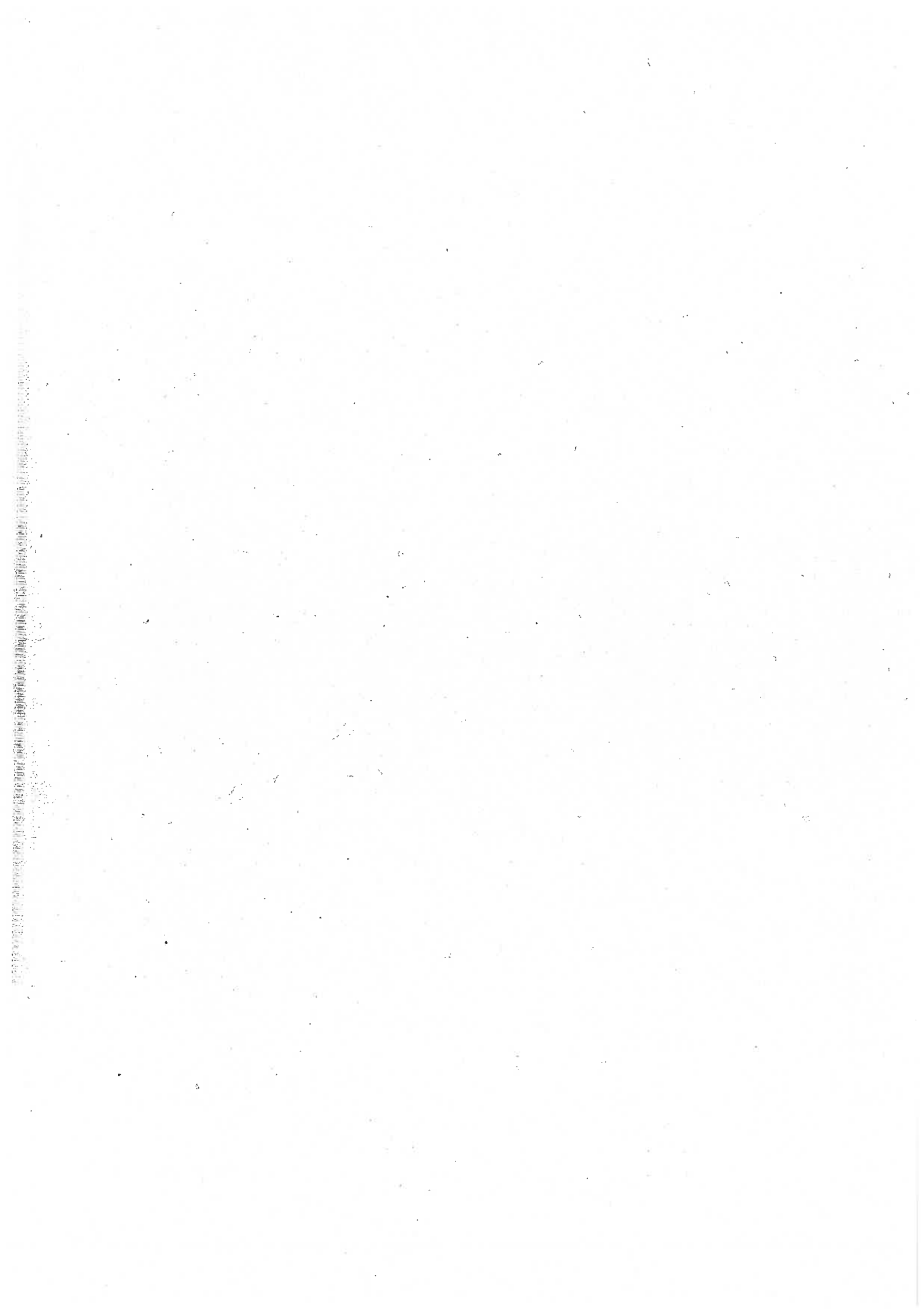
に

仁木よしひと

〒770-0941

徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁
議会議事堂3F 新しい県政を創る会控室





阿南市内「飲食店・喫茶店営業許可」を受けている皆様へ

令和 3 年 1 月 29 日

徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 制度情報のご提供

徳島県議会議員 仁 木 よ し ひ と

拝 啓

日頃の議員活動に対するご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度は、昨日、徳島県議会における臨時議会にて可決施行されました、最新の「飲食店・喫茶店営業許可」事業者の皆様へ、徳島県ガイドライン実践店ステッカー事業 と 飲食店応援金事業 の情報提供を所見とともに送付させていただきたいと思ひます。

これまでに、情報収集済みの方には、遅ればせながら恐縮ではありますが、まだ、情報を把握されていない方々へも情報提供だけでもさせていただきたいと思ひ、勝手ながら送付させていただきました。

県議会においても引き続き県民の皆様の未来に希望を創れるよう精進してまいりたいと思ひますので、ご意見ご提言がありましたら、是非とも、裏面の FAX アンケートでのご返信を頂ければ幸いです。

敬 具

《以下調査した手続きの流れ(別紙資料もご参照ください)》

※ 50 万円の飲食店応援金申請には、所属団体へ県のステッカーの申請が必要です ※

- ① 資料 P1-1 の感染対策をされ、所属団体（〇〇生活衛生同業組合など！資料 P1-2）へ問い合わせをお願いします！
- ② 各所属団体へステッカー申し込み手続きを申請し、所属団体による資料 P1-1 のような対策済みか立入り店舗現場チェックが必要です。その後、交付されたステッカーの掲示をお願いします。
- ③ 団体に所属されていないと思ひ方は、比較的、『徳島県食品衛生協会』に所属されている可能性があります！各保健所内にある、お近くの資料 P1-3『食品衛生協会』事務局へお問い合わせください！
- ④ 上記すべての団体にも所属されていない方は、既存の団体に新規加入いただければ、上記②③の流れで申請可能です。また、改めて任意団体を設立し、その団体手続きを行うことも可能です。

※ 上記ステッカーの手続きを終えられた方は ※

徳島県内の『飲食店営業許可』『喫茶店営業許可』を受けられている 飲食店・喫茶店・社交飲食店（デリバリー、持ち帰り、スーパー、コンビニ、飲食スペースの設置が無い店舗等、を除く。 資料 P2-2～P2-5）の皆様は、上記ステッカーの手続きを経て、ステッカーを 2 月末までに、掲示いただければ、資料 P2-1 の飲食店応援金の申請が可能です。

※応援金には、ステッカー完了店舗 50 万円 と 自主宣言を手続き済み店舗 10 万円 の二種類があります。一度きりの併用不可です。

◎ステッカー完了店舗 50 万円は、手続きされた所属団体へされた団体へお問い合わせください。

◎自主宣言のみで、10 万円のご希望の方は、県コールセンターへお問い合わせください。→TEL088-602-1418

以 上

FAX ご意見・ご提言 用紙

ご記入日：

年

月

四、

徳島県議会 新しい県政を創る会 控室（仁木）あて

F A X : 088-621-2817

ご自由に
ご記入ください。

意見、要望、提案などをお伝えください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper appears slightly aged or off-white. There is no handwriting or other markings on the page.

※可能な範囲でご記入ください（任意）。

住所	〒		
氏名		電話	

※飲食店などの感染対策の一例※

立入りの際、チェックされる内容の一例です

1 利用者入店時

発熱、咳などの有症者の入店を断る旨を掲示しているか

店舗入り口や手洗い場所に、消毒液を用意しているか

店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示しているか

利用者に来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起しているか

入場人数を制限しているか

2 客席、カウンター

横はできるだけ1m以上の間隔を空け、真正面の場合は避けるか、ビニールシート設置またはフェースシールド飛沫感染対策を行っているか

3 サービス

注文受付などの接客サービスを行う従業員はマスクを着用し、利用者の正面を避け、間隔を保っているか

利用者の入れ替え時に、テーブル、カウンターなどを消毒しているか

お酌、グラスなどの回し飲み、大声での会話を避けるよう、注意喚起しているか

大皿料理を避け、個別提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。

カラオケ利用時にもマスクまたはフェースシールドなどの着用を依頼しているか(適宜)

カラオケマイクなどを定期的に消毒しているか

ライブ、ダンス、ショーなどを行う場合は、客席とステージとの距離(原則2m)を確保しているか

4 会計

遮蔽物の設置など飛沫感染対策を行っているか

電子マネーなど非接触決済の導入又はコイントレイの使用、会計の都度の手指消毒などを工夫しているか

5 従業員の健康、衛生管理、控室利用時

出勤前の検温結果及び健康状態を責任者に報告し、有症者は自宅待機、新型コロナウイルス感染者又は感染者との濃厚接触者は就業を禁止する体制が整備されているか

保健所や帰国者・接触者相談センターの連絡先を従業員に周知しているか

店舗では大声を避け、マスクやフェイスガードを着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底しているか

ユニフォームや衣類の洗濯体制を整備し、常に衛生的な衣服を身につけているか

ロッカールーム、控室を常に換気しているか

6 施設内整備の対策

換気設備などによる徹底した換気を行っているか

トイレを毎日清掃・消毒し、ドアやレバー、便座等の多数の人が触れる箇所を定期的に消毒しているか

ハンドドライヤーの使用を中止し、ペーパータオルなどを準備するとともに、トイレ使用後は蓋をして流すよう利用者に周知しているか

厨房の調理設備・器具の清掃・消毒、調理作業前の手洗いなどの衛生管理を徹底しているか

食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミ等の処理は、手袋・マスクを着用し、ビニール袋等に密封しているか

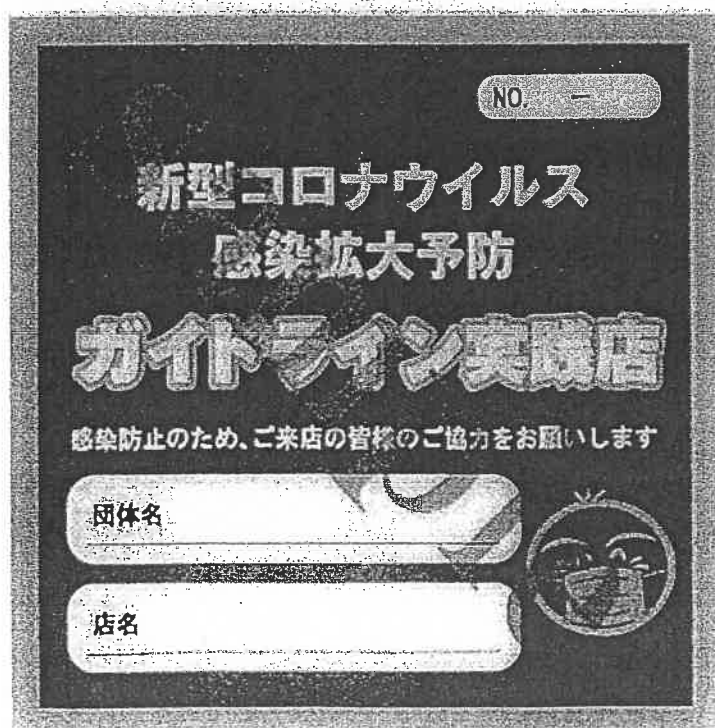
感染防止対策に必要な物資（消毒剤・マスク・手袋など）の一覧表を作成するなど備蓄体制を構築しているか

7 その他

協会員による巡回指導に協力できるか

接触確認アプリ「COCOA」、「とくしまコロナお知らせシステム」などを活用し、患者発生時の追跡調査に協力できるか

【ステッカーの見本】



徳島県生活衛生同業組合一覧

*正式名称は「徳島県〇〇〇生活衛生同業組合」です

*下線のあるものは組合ホームページへリンクします

組合名	事務所所在地	電話番号
旅館ホテル	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目 徳島総合観光案内所	(088) <u>652-7694</u>
すし飲食	〒770-0936 徳島市中央通1丁目11番地	(088) <u>653-5033</u>
社交飲食	〒770-0934 徳島市秋田町2丁目5-1 サントリープラザビル5F	(088) <u>654-8764</u>
料理業	〒770-0923 徳島市大道1丁目51 オフィスQビル4F	(088) <u>653-3270</u>

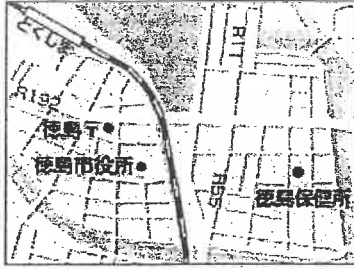


ガイドライン実践店ステッカーの発行の流れ

※所属する業界団体が既にステッカーの事務局となっている場合 → 各団体事務局へお問い合わせください
それ以外の場合 → 下記の流れにて申請してください



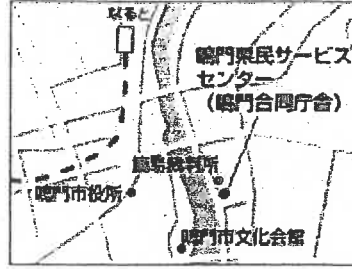
徳島食品衛生協会



〒 770-0855
徳島市新蔵町3-80
徳島保健所内 (3F)
TEL 088-625-1770

地図を拡大する

鳴門食品衛生協会



〒 772-0017
鳴門市撫養町立岩七枚128
(鳴門合同庁舎)
鳴門総合サービスセンター内
TEL 088-685-3140

地図を拡大する

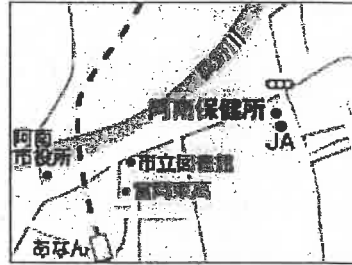
小松島食品衛生協会



〒 773-0004
小松島市堀川町1-27
小松島県民サービスセンター内
(旧徳島保健所小松島支所)
TEL 0885-33-1671

地図を拡大する

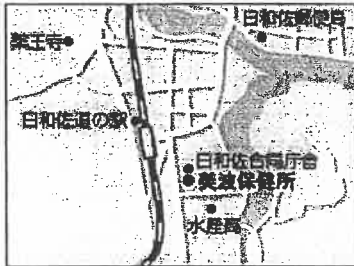
阿南食品衛生協会



〒 774-0011
阿南市領家町野神319
阿南保健所内
TEL 0884-22-3115

地図を拡大する

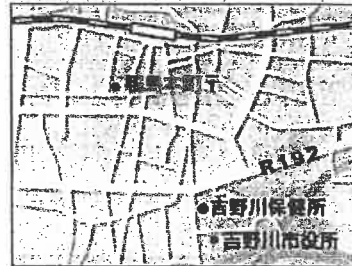
海部郡食品衛生協会



〒 779-2305
海部郡美波町
奥河内字弁才天17-1
美波保健所内
TEL 0884-74-7346

地図を拡大する

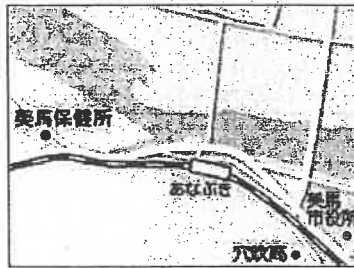
鴨島食品衛生協会



〒 776-0010
吉野川市鴨島町鴨島106-2
吉野川保健所内
TEL 0883-24-1130

地図を拡大する

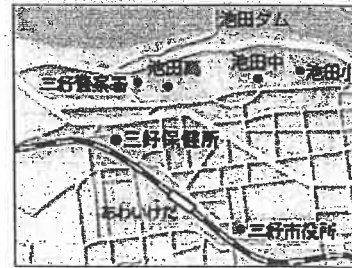
穴吹食品衛生協会



〒 777-0005
美馬市穴吹町穴吹字明連23
美馬保健所内
TEL 0883-52-5860

地図を拡大する

池田食品衛生協会



〒 778-0002
三好市池田町マチ2542-4
三好保健所内
TEL 0883-72-4735

地図を拡大する

一般社団法人徳島県食品衛生協会



〒 770-8570
徳島市万代町1-1
徳島県庁内
TEL 088-621-2219

地図を拡大する

「新しい生活様式」実装推進 飲食店 応援金

「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立を持続的に可能とするため、感染拡大防止に積極的に取り組んでいる飲食店に応援金を助成します。

応援金の対象

徳島県内の飲食店（飲食店または喫茶店の営業許可を取得した事業者）

以下の期間中に「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」の掲示が確認できる店舗

以下は対象外となります
・「テイクアウト専門」の店舗
・「デリバリー専門」の店舗
・スーパー、コンビニ等の小売店
・自動販売機コーナー など
※詳しくは「よくある質問集」をご覧ください

対象期間 令和3年2月1日（月） から 令和3年2月28日（日）
※緊急事態宣言が3月1日（月）以降まで延長される場合は、緊急事態宣言解除日まで対象期間を延長します。

応援金の金額と要件

- 申請は①、②のいずれかを1回のみとし、同じ店舗で複数回の申請はできません。
- 申請後、事務局により店舗の感染症対策が、適切に行っているかの巡回確認等を行います。

団体によるチェック

『ガイドライン実践店ステッカー』を掲示している店舗



① 「ガイドライン実践店ステッカー」を対象期間中に掲示した店舗

50万円

ステッカーの貼付方法

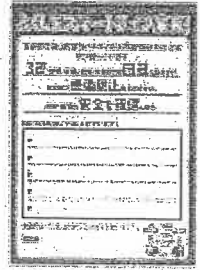
県ホームページをご確認ください

ガイドライン実践店

ホームページ名
「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン実践店ステッカー」について | 安心とくしま

店舗の自主宣言

『事業者版スマートライフ宣言』を掲示している店舗



② 「事業者版スマートライフ宣言」を対象期間中に掲示した店舗

10万円

宣言の入手方法

県ホームページより様式をダウンロードしてください。

徳島 スマートライフ宣言

ホームページ名
「事業者版スマートライフ宣言」について | 安心とくしま

申請期間 令和3年2月1日（月） から 対象期間終了日の2週間後まで

ステッカー手続を経た、掲示された方は、この団体へお問い合わせください。

自主宣言10万円の方は コールセンター 088-602-1418へ

フローチャート

徳島県内で飲食店等の店舗を運営している企業等(個人事業主含む)ですか？



はい



いいえ

申請日において有効である「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得していますか？



はい



いいえ

申請日において廃業していませんか？



はい



いいえ

複数の方が同時に飲食できる、テーブルや椅子を備えた飲食スペースが同一敷地内(フードコートやテラス席、屋外に独自で席を設けた場合を含む)に設置されていますか？



はい



いいえ

コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店、デリバリー専門店、テイクアウト専門店、露天や移動販売車、自動販売機のみ設置のスナックコーナーではありませんか？(詳しくは「よくある質問集」をご確認ください)



はい



いいえ

業種別ガイドラインを遵守し、「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」を店舗に掲示していますか？



はい



いいえ

協力金の対象外です

協力金の申請が可能です

「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」を期間中に店舗に掲示した場合、協力金の申請が可能です。

「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～
よくある質問集

No.	質問	回答
1. 概要		
101	「ガイドライン実践店ステッカー」について教えてください。	「ガイドライン実践店ステッカー」とは、県からステッカーの発行を受けた徳島県内の団体が、団体に所属し、積極的に感染拡大予防に取り組む店舗を「ガイドライン実践店」として認定し、配布するステッカーのことです。 ステッカーに関する詳細や申し込み方法は以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/
102	「事業者版スマートライフ宣言」について、教えてください。	「事業者版スマートライフ宣言」とは、事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、その事業の実施に関し、施設の入口等利用者の見やすい場所に掲示する宣言書のことです。 宣言書に関すること、様式については以下のURLを参照ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071500016/
103	「感染拡大予防ガイドラインの遵守」とは具体的にどのようなことか。	昨年10月に施行された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」において、事業者においては、事業の実施に当たり、国、県、市町村又は業界団体等が業種ごとに定めた、コロナウイルスの感染拡大防止のための指針を遵守することが義務付けられています。なお、ガイドラインは前記のものを参考に各事業者で作成しても差し支えありません。 国がとりまとめた業種別ガイドラインは以下のURLを参照ください。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
2. 対象店舗		
201	対象となる店舗について教えてください。	食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可を取得しており、対象期間内に営業中の店舗が対象となります。なお、対象外となる店舗については、202以降をご確認ください。
202	対象外となる店舗について教えてください。	原則として、その店で調理された飲食物を、複数の者が同一施設内の同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店を対象とするため、それに該当しない場合は対象外となります。 対象とならない店舗の具体例は、以下のとおりです。 ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門店 ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー ・露店や移動販売車
203	デリバリーやテイクアウトのみの店舗は支給対象になるのか。	飲食スペースがない形態なので対象になりません。
204	コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)は支給対象になるのか。	今回対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。コンビニやスーパー等は、小売店としての利用が主となることから、対象店舗とはなりません。また、自動販売機は対象となりません。
205	インターネットカフェやマンガ喫茶は支給対象になるのか。	共有の飲食スペースがあれば対象となりますが、個室やプライベートスペースでの飲食が主となる場合は対象になりません。

No.	質問	回答
206	インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは支給対象になるのか。	カラオケボックス内で多数の者が飲食をすることを想定していれば、対象になります。
207	ボウリング場や映画館、アミューズメント施設は対象となるのか。	飲食店の営業許可があり、複数の者が同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる場合は対象となります。
208	結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合は対象となるのか。	多数の者が同じ飲食スペースで飲食する場合には対象となります。
209	ショッピングモールのフードコートで飲食店を営業しているため、自社専用の飲食スペースはないが共同で飲食スペースを有している。対象になるのか。	屋内で、共同スペース部分に座って食事ができるテーブルやイスが常設してあれば対象になります。
210	キッチンカー等、車両による移動式の飲食店は支給対象になるのか。	移動販売車の場合は対象となりません。
211	露店(屋台)や、祭りなどにおいてよく見られるような、テント形式の飲食スペースを設けている店舗は、支給対象になるのか。	露店による販売は対象となりません。

No.	質問	回答
212	飲食店営業許可書は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。支給対象になるのか。(※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店)	対象外です。対象は、飲食店営業許可を持つ飲食店としております。
213	深夜営業をしている飲食店だが、対象となるか。	対象となります。今回の応援金は、時間短縮営業を求めるものではありません。
214	大企業の店舗は支給対象になるのか。	対象となります。
215	現在休業中だが、対象になるか。	対象期間中にステッカーまたは宣言書を掲示して営業する必要があります。
216	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の応援金は、業の継続が一つの目的ですので、対象となりません。ただし、廃業予定であったが、対象期間内に営業を再開した場合は対象となります。
217	破産手続き中だが、対象となるか。	破産法第18条または第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていれば、対象となりません。
218	週に1日のみの営業だが、対象となるか。	対象となります。
219	県内に本社があり、店舗は県外にある場合、対象となるか。	対象となりません。店舗が県内にあることが要件となります。
220	県外に本社があり、店舗は県内にある場合、対象になるのか。	対象となります。

No.	質問	回答
221	市町村等、地方公共団体、指定管理者や第3セクター等は支給対象になるのか。	対象となりません。
222	複数の店舗を経営している場合、各店舗とも支給対象になるのか。	支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象となります。
223	要請対象の飲食店を5店舗経営しているが、店舗ごとに申請(5つの申請)するのか、まとめて申請すればいいのか。	店舗ごとに申請していただきます。
224	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか。	飲食店又は喫茶店の営業許可書の数により判断します。
225	ステッカーや宣言書を「対象期間中に掲示した」とは、どのような場合を言うのか。	対象期間前から既に掲示しており、対象期間中及びその後も引き続き掲示する場合や、対象期間中のいずれかの日に新たに掲示し、その後も引き続き掲示する場合を言います。
226	飲食店の許可が失効していたが、応援金の対象となるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ている必要があることから、許可が失効していた場合は対象となりません。
227	菓子製造業の営業許可を受けているが、応援金の対象となるか。	飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていない場合は対象となりません。

令和3年1月29日現在

No.	質問	回答
228	営業許可を取っていなかったが、ステッカー取得後、途中で営業許可を得た。応援金の対象になるか。	申請日時点で、飲食店又は喫茶店の営業許可を得ていれば対象となります。
229	同じ住所、同じ屋号だが、営業許可書の申請名義が異なる2つの許可を取得している場合は、それぞれで申請可能か。	実態を確認させていただき、同一店舗と認められる場合は、複数の申請はできません。なお、書類のみで状況を把握できない場合は、現地にて確認を行うこともあります。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料作成費
整理番号	1

①	使用目的・ 内容・数量 ※使用した会議 名、資料名等を 記載すること	使用目的 9月定例会での代表質問用パネル 内容 別添縮小版のとおり 数量 3枚					
② 経費		費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物
		事務費	26,400	10/10	26,400	パネル作成代	
		合計	26,400		26,400		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証 仁 木 啓 入

様 No.

金 額

¥26400

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但バレル制作

R2年10月7日 上記正に領収いたしました

株式会社 ワースブレーション

代表取締役 杉本 英治

〒770-0855

徳島市新島町一丁目31番地

TEL 088-653-0333 FAX 088-653-3036

収入印紙

OR1614



第二期徳島県子ども・子育て市得事業支援計画(令和2年3月)

令和2年度 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域名	区分	2号認定	3号認定		合 計
			1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,573	2,324	650	6,547
	教育・保育施設	3,573	1,973	553	6,099
	幼稚園・預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業	60	101	43	204
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計 ②	3,633	2,074	596	6,303
	差引 ②-①	60	▲ 250	▲ 54	▲ 244
	量の見込み ①	405	482	166	1,053
鳴門地区	教育・保育施設	378	482	135	995
	幼稚園・預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計 ②	378	482	135	995
	差引 ②-①	▲ 27	0	▲ 31	▲ 58
	量の見込み ①	1,127	699	142	1,968
	教育・保育施設	1,269	770	221	2,260
阿南地区	幼稚園・預かり保育	0	0		0
	地域型保育事業	0	16	3	19
	企業主導型保育施設の地域枠	7	11	3	21
	認可外保育施設	25	0	0	25
	その他	1,301	797	227	2,325
	計 ②	174	98	85	357
	差引 ②-①	341	303	81	725
	量の見込み ①	324	263	70	657
	教育・保育施設	0	0		0
	幼稚園・預かり保育	0	0	0	0
北島地区	地域型保育事業	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	その他	324	263	70	657
	計 ②	▲ 17	▲ 40	▲ 11	▲ 68
	差引 ②-①				
	量の見込み ①				
	教育・保育施設				
	幼稚園・預かり保育				
	地域型保育事業				

保育所等利用待機児童数

	令和元年度		令和2年度
	4月1日	10月1日	4月1日
徳島市	39(2)	102(7)	37(1)
鳴門市	—	—	—
阿南市	—	29(3)	6(1)
北島町	10(4)	20(8)	17(4)

() 書きは3歳児以上

(単位:人)

(単位:人)

第二期徳島県子ども・子育て市得事業支援計画(令和2年3月)

令和2年度 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

【県全域】(2)保育

(単位:人)

年度	区 分		2号認定	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
2	量の見込み ①		8,921	6,481	1745	17,147
	確保の内容	教育・保育施設	9,492	6,405	1727	17,624
		幼稚園＋預かり保育	133	0		133
		地域型保育事業	60	138	51	249
		認可外保育施設	9	14	6	29
		企業主導型保育施設の地域枠				
		その他	25	0	0	25
	計 ②		9,719	6,557	1,784	18,060
	差引 ②－①		798	76	39	913

保育所等利用待機児童数

(単位:人)

	令和元年度		令和2年度
	4月1日	10月1日	4月1日
徳島市	39(2)	102(7)	37(1)
鳴門市	—	—	—
小松島市	—	1	—
阿南市	—	29(3)	6(1)
阿波市	11	15	—
美馬市	—	6	—
三好市	—	1	—
佐那河内村	2	—	—
石井町	1(1)	1	—
松茂町	—	8	—
北島町	10(4)	20(8)	17(4)
藍住町	—	9	1
板野町	—	17	—
上板町	8(1)	—	—
東みよし町	2(1)	—	—
計	73(9)	209(18)	61(6)

()書きは3歳児以上